



人事委員会年報

令和6年度

埼玉県人事委員会

目 次

第1章 委員会関係

1	人事委員会の構成及び運営	1
2	事務局の組織及び事務分掌	2
3	委員会の議決事項	5
4	条例案に対する意見	8
5	人事委員会規則の制定・改廃状況	9
6	通知の制定・改廃状況	13

第2章 任用関係

1	採用試験	18
2	採用選考	28
3	昇任	30
4	転任	32
5	臨時の任用	32

第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告	33
2	職員給与実態調査	37
3	職種別民間給与実態調査	41

第4章 公平審査関係

1	不利益処分に関する審査請求	42
2	勤務条件に関する措置要求	43
3	苦情相談	43

第5章 勤務条件関係

1	人事管理に関する報告（意見）	44
2	労働基準監督の状況	44
3	職員団体の登録状況	47
4	年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績	48

第6章 その他

1	会議等開催状況（令和6年度）	50
---	----------------	----

参考資料

51

第1章 委員会関係

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく条例により設置された中立的かつ専門的な人事機関であり、3人の委員で構成される合議体の執行機関である。

人事委員会の権限は、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施、給与等に関する調査・研究及び報告・勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求についての審査、労働基準監督業務としての職権行使など、人事行政全般にわたるものである。

人事委員会は、人事委員会会議規則に基づき、定例会及び臨時会を開催している。令和6年度は、定例会を24回、臨時会を3回開催した。

1 人事委員会の構成及び運営

(1) 人事委員会委員

委員は、知事が議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

職名	氏名	在任期間	前職等
委員長	池本誠司	令和4.3.31～ [委員長在任 令和4.3.31～]	(現)弁護士
委員	中込秀明	令和4.12.27～	(現)富士電子(株) 代表取締役会長
委員	鎌田晶子	令和5.12.28～	(現)文教大学人間科学部教授

(2) 委員会の開催状況

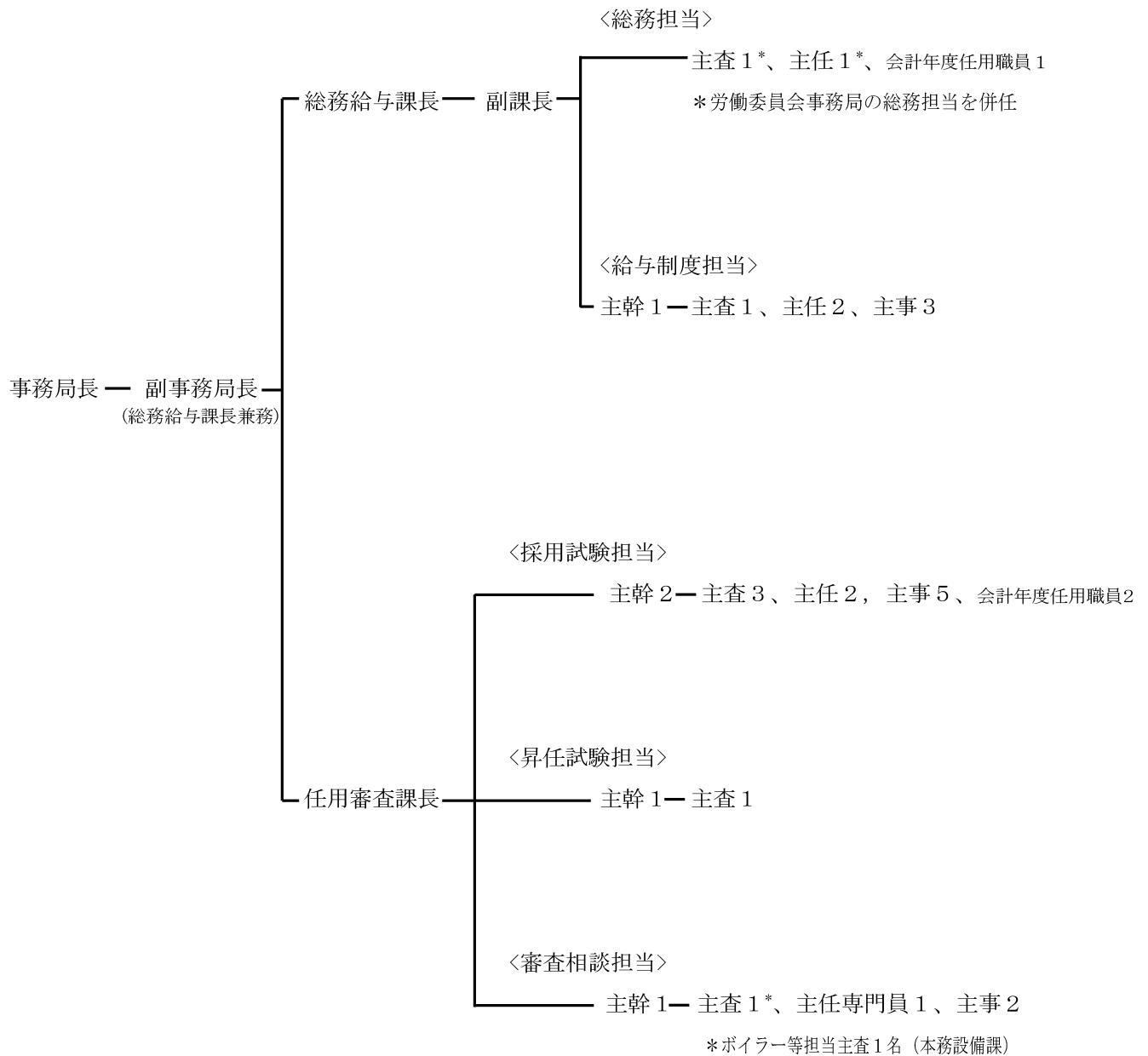
委員会の開催状況は、次のとおりである。

年月 区分	6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	計
回 数	定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	臨時会					1	1					1	3
	計	2	2	2	2	4	3	2	3	2	2	3	27
付 議 事 項	議決	3	1	5	6	3	3	2	2	3	4	9	19
	協議	1	3		1	3	3	4	2	4	1	2	32
	報告	7	3	3	5	3	2	1	4	4	3	2	40
	その他												
	計	11	7	8	12	9	8	7	8	11	8	13	30
													132

2 事務局の組織及び事務分掌

(令和7年4月1日現在)

(1) 組織図



(2) 事務分掌

《総務給与課》

〈総務担当〉

- 1 人事委員会（以下「委員会」という。）の会議に関すること。
- 2 委員会の広聴及び広報に関すること。
- 3 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関すること。
- 4 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 5 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。
- 6 委員会の公印の管理に関すること。
- 7 委員会の文書の収受、発送及び編さん保存に関すること。
- 8 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関すること。
- 9 その他、他の担当の所掌に属しない事務に関すること。

〈給与制度担当〉

- 1 職員給与実態調査に関すること。
- 2 民間給与実態調査に関すること。
- 3 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関すること。
- 4 職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- 5 給与の支払の監理に関すること。
- 6 人事評価に係る給与制度に関すること。

《任用審査課》

〈採用試験担当〉

- 1 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関すること。
- 2 競争試験、選考その他の任用（他の担当の所掌するものを除く。）に関すること。
- 3 任用候補者名簿（他の担当の所掌するものを除く。）に関すること。
- 4 試験制度等の調査研究に関すること。
- 5 人物試験委員に関すること。

〈昇任試験担当〉

- 1 主査級昇任試験及び研修に関すること。
- 2 昇任選考等に関すること。

〈審査相談担当〉

- 1 勤務時間、休暇その他の勤務条件（他の担当の所掌するものを除く。）に関すること。
- 2 分限、懲戒、服務及び退職管理に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出（他の担当の所掌するものを除く。）に関すること。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 5 不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- 6 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 7 職員団体に関すること。
- 8 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第2項の規定に基づく審査に関すること。
- 10 職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定に基づく調査審議に関すること。

3 委員会の議決事項

令和6年度人事委員会の議決事項は、次のとおりである。

開催期日・回数	議 決 事 項
6. 4. 4 (第1回定例会)	1 令和6年(不) 第1号事案について
6. 4. 18 (第2回定例会)	1 令和5年(不) 第1号事案について 2 令和6年(不) 第1号事案について
6. 5. 23 (第4回定例会)	1 労働基準監督機関の職権行使について
6. 6. 6 (第5回定例会)	1 令和5年(不) 第1号事案について 2 令和6年(不) 第1号事案について
6. 6. 20 (第6回定例会)	1 令和6年(不) 第1号事案について 2 「職員からの苦情相談について(通知)」等の一部改正について 3 令和6年度埼玉県職員採用上級試験・一般行政(DX)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
6. 7. 18 (第7回定例会)	1 令和6年度埼玉県免許資格職員採用試験(薬剤師・獣医師・保健師)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 2 令和6年(不) 第1号事案について 3 新規の措置要求について
6. 7. 29 (第8回定例会)	1 人事行政の運営等の状況に関する報告について 2 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について 3 採用候補者の選考について
6. 8. 22 (第9回定例会)	1 令和6年度埼玉県職員採用上級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 2 労働基準監督機関の職権行使について
6. 8. 29 (第10回定例会)	1 昇任候補者の選考について
6. 9. 5 (第11回定例会)	1 労働基準監督機関の職権行使について
6. 9. 19 (第12回定例会)	1 令和5年(不) 第1号事案について 2 令和6年(不) 第1号事案について
6. 10. 10 (第2回臨時会)	1 労働基準監督機関の職権行使について
6. 10. 17 (第14回定例会)	1 職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告について
6. 11. 7 (第15回定例会)	1 令和5年(不) 第1号事案について

開催期日・回数	議　決　事　項
6. 11. 21 (第16回定例会)	1 令和6年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
6. 12. 5 (第17回定例会)	1 令和6年(不) 第1号事案について
6. 12. 19 (第18回定例会)	1 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則等について 2 令和5年(不) 第1号事案について
7. 1. 9 (第19回定例会)	1 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について
7. 1. 23 (第20回定例会)	1 令和6年(不) 第1号事案について 2 令和7年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について
7. 2. 5 (第21回定例会)	1 労働基準監督機関の職権行使について 2 採用候補者の選考について 3 昇任候補者の選考について 4 令和7年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画の承認について
7. 2. 20 (第22回定例会)	1 埼玉県議会からの意見照会について 2 昇任候補者の選考について 3 採用候補者の選考について 4 令和7年度埼玉県職員採用試験の実施について 5 令和6年(不) 第1号事案について
7. 3. 7 (第23回定例会)	1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 昇任候補者の選考について 3 転任の承認について 4 労働基準監督機関の職権行使について 5 身分併有型一般任期付職員の採用について
7. 3. 13 (第3回臨時会)	1 学校職員の給与関係規則改正に係る協議について 2 令和7年(措) 第1号事案について 3 労働基準監督機関の職権行使について 4 労働基準監督機関の職権行使について 5 令和6年(不) 第1号事案について

開催期日・回数	議　　決　　事　　項
7. 3. 21 (第24回定例会)	1 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 2 令和7年度埼玉県職員採用試験の実施について（令和7年度新規分） 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について 4 給与制度に係る人事委員会規則の改正について 5 人事異動等に伴う給与決定に関する承認について 6 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定基づく承認について 7 昇任候補者の選考について 8 採用候補者の選考について 9 転任の承認について

4 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項を定める条例案に対し、次のとおり意見を提出した。

意見提出日	議案番号	件名	条例の概要	意見
R6. 12. 6	令和6年12月 定例会 第156号議案	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	令和6年10月17日付けの埼玉県 人事委員会の職員の給与につい ての勧告及び報告を踏まえ、職 員の給与の改定等をするもので ある。	いざれも適當である と認める。
	令和6年12月 定例会 第157号議案	学校職員の給与に関する條 例の一部を改正する条例	令和6年10月17日付けの埼玉県 人事委員会の学校職員の給与に ついての勧告に基づき、学校職 員の給与を改定するものであ る。	
R7. 2. 20	令和7年2月定 例会 第25号議案	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	令和6年10月17日付けの埼玉県 人事委員会の職員の給与につい ての勧告等を踏まえ、給与制度 の整備等を行うものである。	いざれも適當である と認める。
	令和7年2月定 例会 第27号議案	職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正す る条例	育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律の一部改正及び、令 和6年10月17日付けの埼玉県人 事委員会の人事管理に関する報 告を踏まえ、勤務時間等の彈力 的な設定及び仕事と育児・介護 の両立支援制度の拡充等を行 うものである。	
	令和7年2月定 例会 第41号議案	学校職員の給与に関する條 例等の一部を改正する条例	令和6年10月17日付けの埼玉県 人事委員会の学校職員の給与に ついての勧告等を踏まえ、給与 制度の整備等を行うものであ る。	
	令和7年2月定 例会 第44号議案	学校職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改 正する条例	育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律の一部改正及び、令 和6年10月17日付けの埼玉県人 事委員会の人事管理に関する報 告を踏まえ、勤務時間等の彈力 的な設定及び仕事と育児・介護 の両立支援制度の拡充等を行 うものである。	

5 人事委員会規則の制定・改廃状況

人事委員会が制定した人事委員会規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
6-100	R7. 1. 17 (R7. 1. 17施行)	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	<p>(1) 採用試験区分から警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類を削る。（第4条関係）</p> <p>(2) 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類及び警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の採用試験により判定する知識等の程度を改める。（第7条関係）</p> <p>(3) 警察本部長に委任する採用試験の範囲を改める。（第13条関係）</p> <p>(4) 採用試験の対象となる職から警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類を削る。（別表第一関係）</p> <p>(5) 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類及び警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の試験種目を改めるとともに、試験区分から警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類を削る。（別表第二関係）</p> <p>(6) 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類及び警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の受験資格を改めるとともに、試験区分から警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類を削る。（別表第三関係）</p>
6-101	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	<p>(1) 経験者職員採用試験の採用試験により判定する知識等の程度を改める。（第7条関係）</p> <p>(2) 経験者職員採用試験の対象となる職のうち、第一号を「給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職」に改める。（別表第一関係）</p> <p>(3) 職員採用上級試験の一般行政の試験種目に「基礎能力検査」を加える。（別表第二関係）</p> <p>(4) 経験者職員採用試験の試験職種に「林業」及び「司書」を加える。（別表第二関係）</p> <p>(5) 別表第二の備考欄に「基礎能力検査」の定義を加える。（別表第二関係）</p>
7-1094	R6. 7. 30 (R6. 8. 1施行)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	草加保健所長の管理職手当区分を三種から二種に変更する改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
7-1095	R6. 12. 24 (R6.12.24施行 ・R6.4.1適用)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、初任給調整手当の支給月額を引き上げる改正を行う。
7-1096	R6. 12. 24 (R6.12.24施行 ・R6.12.1適用)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給月数の引上げに伴う改正を行う。
7-1097	R6. 12. 24 (R7.1.1施行)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	届出等の手続をシステム化したことに伴い、所要の改正を行う。
7-1098	R7. 1. 17 (R7.1.17施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	任用規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
7-1099	R7. 3. 21 (R7.3.21施行)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	大宮東警察署長の管理職手当区分を二種から三種に変更する改正を行う。
7-1100	R7. 3. 28 (R7.4.1施行)	管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1101	R7. 3. 28 (R7.4.1施行)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1102	R7. 3. 28 (R7.4.1施行)	期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1103	R7. 3. 28 (R7.4.1施行)	農林業普及指導手当に関する規則等の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1104	R7. 3. 28 (R7.4.1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1105	R7. 3. 28 (R7.4.1施行)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
7-1106	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1107	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1108	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1109	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1110	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。
7-1111	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
7-1112	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	在宅勤務等手当に関する規則	職員の給与に関する条例第11条の2の規定に基づき、在宅勤務等手当に關し必要な事項を定める。
11-22	R7. 3. 11 (R7. 4. 1施行)	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行う。
12-145	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
13-63	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	職員の勤務時間・休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、勤務時間を弾力的に割り振る制度（フレックスタイム制）の対象職員の範囲の拡大等及び非常勤職員の特別休暇の取得要件の緩和等を行う。

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
18-15	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	フレックスタイム制の拡充に伴い、育児短時間勤務職員の勤務時間を割り振ることができる時間を拡大する。
20-5	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。

6 通知の制定・改廃状況

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第204号	R6. 6. 20 (R6. 7. 1施行)	職員からの苦情相談について (平成17年3月17日付け人委第759号について) (通知)	相談方法に、Webによる面談を追加するほか、規定の整備を行う。
人委第496-1号	R6. 12. 24 (R7. 1. 1施行)	「単身赴任手当の運用について」の一部改正について	申請等の手続をシステム化したことに伴い、所要の改正を行う。
人委第511号	R7. 1. 17 (R7. 1. 17施行)	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	任用規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
人委第651号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について (平成28年3月29日付け人委第671号について) (通知)	フレックスタイム制の対象職員の範囲の拡大等に伴い、改正を行う。
人委第664-1号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「職員の給与に関する条例附則第15項、第17項、第19項又は第20項の規定による給料に関する規則の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-2号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について	給与制度のアップデート等に伴い、規則施行に係る規定を定める。
人委第664-3号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「給料の半減に関する規則の運用について」の一部改正について	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第664-4号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-5号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定により号給の切替え等が行われた職員に係る復職時調整について	給与制度のアップデート等に伴い、規則施行に係る規定を定める。
人委第664-6号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整について	給与制度のアップデート等に伴い、規則施行に係る規定を定める。
人委第664-7号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「医療職給料表（3）の適用を受ける職員の初任給の決定について」の一部改正について	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-8号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「給料等の支給に関する規則の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-9号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-10号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行) (一部R8. 4. 1施行)	「扶養手当の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第664-11号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「地域手当の運用について」 の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-12号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「住居手当の運用について」 の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-13号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「通勤手当の運用について」 の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-14号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「通勤手当に関する規則第8 条に係る運賃等相当額の算出 について」の一部改正につい て	在宅勤務等手当の新設に伴い、所要の改正を行 う。
人委第664-15号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	通勤手当に関する規則第12 条第3項及び第12条の3第 4項に係る通勤手当の支給に ついて	月途中において採用された臨時的任用職員等 の通勤手当の日割り支給を可能とするための 規定を定める。
人委第664-16号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「単身赴任手当の運用につい て」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行 う。
人委第664-17号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	在宅勤務等手当の運用につい て	在宅勤務等手当新設に伴う規定を定める。

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第664-18号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「特地勤務手当等の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-19号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「管理職員特別勤務手当の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-20号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「管理職員特別勤務手当の支給等について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-21号	R7. 3. 28 (一部R7. 6. 1施行)	「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-22号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。
人委第664-23号	R7. 3. 28 (R7. 4. 1施行)	「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の一部改正について	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委759号	R7. 1. 20 (R7.1.20施行)	「職員の任用に関する規則の運用について」、「職員の任用に関する規則様式集」及び「採用に係る選考実施要領」の一部改正について	<p>1 職員の任用に関する規則の運用について (昭和46年5月1日人委第132号) 【改正内容】受験者負担軽減の観点から「身体検査」の実施を特に必要と認めた場合に改める。 【改正箇所】第17条関係の2について「身体検査」等を削除し、改める。</p> <p>2 職員の任用に関する規則様式集 【改正内容】1に伴う一部改正 【改正箇所】別紙（様式第3号(1)(2)(3)）の欄外の記載項目の一部を改める。</p> <p>3 採用に係る選考実施要領（昭和62年3月31日決裁） 【改正内容】受験者負担軽減の観点から、「身体検査」の実施を特に必要と認めた場合に改める。 【改正箇所】(1)別表第1（第4条関係）「選考の方法」の「身体検査」について、各号の○印（原則として実施）となっている箇所を△印（特に必要と認めた場合に実施）に改める。(2)別表第2（第4条関係）「身体検査書」を、「医師による健康診断の結果を証明する書面等」に改める。</p>

第 2 章 任用関係

1 採用試験

地方公務員法第17条の2第1項及び職員の任用に関する規則第4条第1項の規定に基づき、次の採用試験を実施した。

- ① 職員採用上級試験
- ② 職員採用初級試験
- ③ 免許資格職職員採用試験
- ④ 経験者職員採用試験
- ⑤ 警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- ⑥ 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- ⑦ 警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- ⑧ 警察官（巡査）採用試験（国際捜査Ⅰ類）
- ⑨ 警察官（巡査）採用試験（武道・体育指導Ⅰ類）
- ⑩ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅰ類）
- ⑪ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅱ類）
- ⑫ 警察事務職員採用上級試験
- ⑬ 警察事務職員採用初級試験
- ⑭ 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験
- ⑮ 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

上級試験（①、⑫、⑭）の受験者は、前年度より113人（7.2%）減少し1,448人となり、合格者は前年度より56人（10.9%）増加し571人となった。一般行政（DXを除く）では、受験者が前年度より113人（10.9%）減少し921人となり、合格者は50人（14.7%）増加して389人となった。倍率は0.7ポイント減少し2.4倍となった。

初級試験（②、⑬、⑮）の受験者は、前年度より30人（7.9%）減少し349人となり、合格者は前年度より5人（5.8%）減少し81人となった。一般事務の合格者は10人（55.6%）増加して28人となり、倍率は2.8ポイント減少し5.1倍となった。

免許資格職試験（③）の受験者は、前年度より87人（60.4%）増加し231人となり、合格者は前年度より2人（4.2%）増加し50人となった。

経験者職員採用試験（④）の受験者は、前年度より11人（4.4%）減少し239人となり、合格者は前年度から13人（22.8%）増加して70人となった。一般行政（DXを除く）では、受験者が前年度より42人（34.1%）減少し81人となり、合格者は前年度より1人（10.0%）減少し9人となった。倍率は3.3ポイント減少し、9.0倍となった。

警察官採用試験（⑤～⑪）の受験者は、前年度より192人（6.1%）増加し3,337人となり、合格者は前年度より293人（54.1%）増加して835人となった。倍率は1.8ポイント減少し4.0倍となった。

なお、警察官採用試験（⑤～⑪）については、試験の実施を警察本部長に委任している。

(1) 受験資格

試験区分	主な受験資格
職員採用上級試験 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験 警察事務職員採用上級試験	<ul style="list-style-type: none"> 平成6.4.2～平成15.4.1に生まれた者(21歳～29歳) 平成15.4.2以降に生まれた者で、令和7年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める者 福祉については、社会福祉主事の任用資格の取得者又は令和7.3.31までに資格取得見込みの者
職員採用初級試験 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験 警察事務職員採用初級試験	<ul style="list-style-type: none"> 平成15.4.2～平成19.4.1に生まれた者(17歳～20歳)
経験者職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> 昭和39.4.2以降に生まれた者(60歳未満)で、以下のいずれかのもの <ul style="list-style-type: none"> ア 大学を卒業後、民間企業等における職務経験を5年以上有する者 イ 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業後、民間企業等における職務経験を7年以上有する者 ウ 民間企業等の職務経験を9年以上有する者 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和7年3月31日までに資格取得見込みの者
免許資格職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師は、昭和63.4.2～平成13.4.1に生まれた者(23歳～35歳) 獣医師は、昭和63.4.2～平成13.4.1に生まれた者(23歳～35歳) 保健師は、昭和63.4.2～平成16.4.1に生まれた者(20歳～35歳) 司書は、平成6.4.2～平成17.4.1に生まれた者(19歳～29歳) それぞれの職種に必要な免許(資格)の取得者又は令和7年春期に行われる国家試験等により、免許を取得する見込みの者

注 年齢は、令和6年4月1日現在のものである。

試験区分	主な受験資格
警察官採用試験 I類	<ul style="list-style-type: none"> 平成元.4.2以降に生まれた者で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)
II類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成元.4.2～平成17.4.1に生まれた者で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業した者又は令和7年3月までに卒業見込みの者(19歳～34歳) (2) 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和6年3月までに修得見込みの者(I類に該当する者を除く。同等の資格があると認められる者を含む。)で、平成元.4.2～平成17.4.1までに生まれた者(19歳～34歳)
III類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1回試験(高等学校を卒業見込みの者は受験不可) 平成元.4.2～平成18.4.1に生まれた者で、I類・II類に該当しない者(18歳～34歳) (2) 第2回試験 平成元.4.2～平成19.4.1に生まれた者で、I類・II類に該当しない者(17歳～34歳)
県外試験I類	<ul style="list-style-type: none"> 平成元.4.2以降に生まれた男性で、大学を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)
県外試験III類	<ul style="list-style-type: none"> 平成元.4.2～平成19.4.1に生まれた男性で、I類以外の者(17歳～34歳)
国際捜査I類	<ul style="list-style-type: none"> 前記I類の受験資格のほか、語学(受験言語)が堪能な者
武道・体育指導I類	<ul style="list-style-type: none"> 前記I類の受験資格のほか、次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 柔道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。) ② 剣道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)
サイバー犯罪捜査 I類・II類	<ul style="list-style-type: none"> 前記I類／II類の受験資格を有する者で、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している者若しくは採用予定日までに有する見込みの者

(2) 実施日程

試験区分	告示日	受付期間	第1次試験日及び試験地	第1次合格発表日	第2次試験日及び試験地	最終合格発表日	名簿確定日
職員採用上級試験 (一般行政(DX))	令和6.4.23	令和6.4.23～6.5.8	令和6.5.25 (さいたま市)	令和6.6.4	令和6.6.11 (さいたま市)	令和6.6.28	令和6.6.20
職員採用上級試験 (一般行政(DX)を除く)	〃	〃	6.6.16 (伊奈町)	6.6.25	6.7.8～6.8.13 (さいたま市)	6.8.27	6.8.22
免許資格職員採用試験 (司書を除く)	〃	〃	6.5.25 (さいたま市)	6.6.19	6.7.2～6.7.4 (さいたま市)	6.7.26	6.7.18
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	〃	〃	6.6.16 (伊奈町)	6.6.25	6.7.8～6.8.13 (さいたま市)	6.8.27	6.8.22
警察事務職員採用上級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
職員採用初級試験	令和6.4.23	令和6.8.16～6.8.29	令和6.9.29 (さいたま市)	令和6.10.9	令和6.10.16～6.11.1 (さいたま市)	令和6.11.27	令和6.11.21
免許資格職員採用試験 (司書)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用初級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
経験者職員採用試験	令和6.4.23	令和6.8.16～6.8.29	令和6.9.29 (伊奈町)	令和6.10.22	令和6.11.2～6.11.10 (さいたま市)	令和6.11.27	令和6.11.21
警察官採用試験 県内第1回試験I類	令和6.3.1	令和6.3.1～6.4.12	令和6.5.12 (さいたま市ほか)	令和6.5.24	令和6.6.1～6.6.30 (さいたま市)	令和6.8.16	—
II類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
III類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
国際捜査I類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導I類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サイバー犯罪捜査I, II類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県内第2回試験I類	〃	6.7.11～6.8.21	6.9.15 (さいたま市ほか)	6.9.30	6.10.5～6.10.27 (さいたま市)	6.12.20	—
II類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
III類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導I類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県外試験 I類	〃	6.3上旬～6.4上旬	6.4.28 (仙台市ほか)	6.5.17 6.5.23	6.7.13 (仙台市)	6.10.31	—
III類	〃	6.7上旬～6.8上旬	6.9.22 (仙台市ほか)	6.10.3 6.10.4	6.11.9 (仙台市)	7.1.15	—

注 平成19年度から、警察官採用試験については警察本部長に委任している。

(3) 試験の方法

試験区分	第1次試験	第2次試験
職員採用上級試験 (一般行政(DX)を除く) 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験 警察事務職員採用上級試験	<p>教養試験 知能分野 22問必須 知識分野 28問中18問 選択解答 択一式 120分</p> <p>注 小・中事務は、教養試験のみ</p> <p>専門試験 50問中40問選択回答 (一般行政・警察事務) 40問必須回答 (その他専門職) 択一式 120分</p> <p>注 専門職は専門試験のみ</p>	<p>人物試験 個別面接I・II (警察事務は個別面接)</p> <p>論文試験 1題 75分 注 専門職は90分</p> <p>適性検査</p>
職員採用上級試験 (一般行政(DX)) 免許資格職員採用試験 (司書を除く)	<p>専門試験 (一般行政(DX)のみ) 40問必須 択一式 90分</p> <p>資格加点 (一般行政(DX)のみ) 最大10点</p> <p>論文試験 (一般行政(DX)の評価は第2次試験で実施) 1題 90分</p> <p>適性検査</p>	<p>人物試験 個別面接I・II</p>
職員採用初級試験 免許資格職員採用試験 (司書) 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験 警察事務職員採用初級試験	<p>教養試験 (一般事務、小中事務、警察事務のみ) 50問必須 択一式 120分</p> <p>専門試験 (設備、総合土木、司書のみ) 40問必須 択一式 120分</p>	<p>人物試験 個別面接I・II (警察事務は個別面接)</p> <p>作文試験 1題 60分 (司書は論文試験 1題60分)</p> <p>適性検査</p>

試験区分	第1次試験	第2次試験
経験者職員採用試験	<p>【一般行政】 教養試験 25問必須 択一式 75分 論文試験 1題 75分</p> <p>【一般行政(DX)・福祉・心理・設備・総合土木・建築・農業】 論文試験 1題 90分 資格加点 最大15点 (一般行政(DX)のみ最大20点)</p> <p>適性検査</p>	<p>【一般行政・福祉・心理・設備・総合土木・建築・農業】 人物試験 個別面接I・II</p> <p>【一般行政(DX)】 人物試験 個別面接I・II</p> <p>専門試験 口述式 30分</p>
警察官(巡査)採用試験I類 警察官(巡査)採用試験II類 警察官(巡査)採用試験III類	<p>教養試験 50問必須 択一式 120分 資格加点 一律5点</p> <p>論(作)文試験 1題 60分</p> <p>適性検査</p>	<p>人物試験 個別面接</p> <p>身体検査 体力検査</p>
警察官(巡査)採用試験 (武道・体育指導I類)	<p>教養試験 50問必須 択一式 120分</p> <p>論文試験 1題 60分</p> <p>適性検査</p>	<p>人物試験 個別面接</p> <p>身体検査 体力検査</p>
警察官(巡査)採用試験 (国際捜査I類) (サイバー犯罪捜査I類) (サイバー犯罪捜査II類)	<p>専門試験I 記述式 90分</p> <p>論文試験 1題 60分</p> <p>適性検査</p>	<p>専門試験II 口述式</p> <p>人物試験 個別面接</p> <p>身体検査 体力検査</p>

(4) 実施状況（令和6年度）

ア 上級試験総括表

試験職種	採用予定人員	申込者a	第1次試験			第2次試験受験者d	最終合格者e	最終倍率b/e	採用者
			受験者b	受験率b/a	合格者c				
一般行政	人 230	人 1,341	人 921	% 68.7	人 846	人 680	人 389	倍 2.4	人 210
一般行政(DX)	2	52	20	38.5	16	15	3	6.7	3
福祉	28	101	71	70.3	68	53	32	2.2	29
心理	21	69	52	75.4	47	40	21	2.5	16
設備	29	26	20	76.9	19	15	12	1.7	8
設備(警察)	2	5	3	60.0	3	3	1	3.0	1
総合土木	35	97	64	66.0	60	43	28	2.3	17
建築	5	20	15	75.0	15	11	8	1.9	7
化学	11	38	24	63.2	23	20	14	1.7	8
農業	12	59	49	83.1	43	38	16	3.1	14
林業	1	18	10	55.6	8	6	3	3.3	2
小計	376	1,826	1,249	68.4	1,148	924	527	2.4	315
小・中事務	18	140	96	68.6	73	60	20	4.8	13
警察事務	17	148	103	69.6	64	50	24	4.3	15
合計	411	2,114	1,448	68.5	1,285	1,034	571	2.5	343

イ 初級試験総括表

試験職種	採用予定人員	申込者a	第1次試験			第2次試験受験者d	最終合格者e	最終倍率b/e	採用者
			受験者b	受験率b/a	合格者c				
一般事務	人 13	人 180	人 143	% 79.4	人 74	人 50	人 28	倍 5.1	人 11
設備	4	4	3	75.0	2	2	1	3.0	0
総合土木	3	6	6	100.0	6	5	4	1.5	2
小計	20	190	152	80.0	82	57	33	4.6	13
小・中事務	8	92	80	87.0	64	52	18	4.4	8
警察事務	10	141	117	83.0	86	75	30	3.9	12
合計	38	423	349	82.5	232	184	81	4.3	33

ウ 経験者職員採用試験総括表

試験職種	採用予定人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験 受験者 d	最終合格者 e	最終倍率 b/e	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c				
一般行政	人 10	人 139	人 81	% 58.3	人 30	人 25	人 9	倍 9.0	人 8
一般行政(DX)	人 3	人 18	人 9	% 50.0	人 9	人 9	人 6	倍 1.5	人 5
福祉	人 15	人 79	人 60	% 75.9	人 58	人 57	人 18	倍 3.3	人 14
心理	人 5	人 11	人 6	% 54.5	人 6	人 6	人 2	倍 3.0	人 2
設備	人 10	人 39	人 26	% 66.7	人 24	人 24	人 12	倍 2.2	人 10
総合土木	人 12	人 37	人 22	% 59.5	人 22	人 20	人 9	倍 2.4	人 6
建築	人 5	人 15	人 12	% 80.0	人 11	人 9	人 6	倍 2.0	人 3
農業	人 5	人 28	人 23	% 82.1	人 18	人 18	人 8	倍 2.9	人 8
合計	人 65	人 366	人 239	% 65.3	人 178	人 168	人 70	倍 3.4	人 56

工 免許資格職試験総括表

試験職種	採用予定人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験 受験者 d	最終合格者 e	最終倍率 b/e	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c				
薬剤師	人 1	人 38	人 30	% 78.9	人 16	人 15	人 4	倍 7.5	人 2
獣医師	人 18	人 33	人 29	% 87.9	人 28	人 26	人 21	倍 1.4	人 12
保健師	人 13	人 83	人 72	% 86.7	人 53	人 49	人 20	倍 3.6	人 13
司書	人 5	人 114	人 100	% 87.7	人 21	人 20	人 5	倍 20.0	人 4
合計	人 37	人 268	人 231	% 86.2	人 118	人 110	人 50	倍 4.6	人 31

才 警察官採用試験総括表

区分	採用予定人員	申込者a	第1次試験				第2次試験		最終合格者e	最終倍率b/e	採用者
			受験者b	受験率b/a	合格者c	倍率b/c	受験者d	受験率d/c			
県内 第1回 (男性)	人	人	人	%	人	倍	人	%	人	倍	人
	I	190	1,417	730	51.5	672	1.1	540	80.4	195	3.7
	II	9	403	236	58.6	211	1.1	146	69.2	58	4.1
	III	10	799	280	35.0	252	1.1	213	84.5	62	4.5
	計	209	2,619	1,246	47.6	1,135	1.1	899	79.2	315	4.0
県内 第2回 (男性)	I	16	740	290	39.2	273	1.1	212	77.7	66	4.4
	II	4	332	158	47.6	144	1.1	81	56.3	28	5.6
	III	75	1,438	736	51.2	639	1.2	448	70.1	197	3.7
	計	95	2,510	1,184	47.2	1,056	1.1	741	70.2	291	4.1
県内 合計 (男性)	I	206	2,157	1,020	47.3	945	1.1	752	79.6	261	3.9
	II	13	735	394	53.6	355	1.1	227	63.9	86	4.6
	III	85	2,237	1,016	45.4	891	1.1	661	74.2	259	3.9
	計	304	5,129	2,430	47.4	2,191	1.1	1,640	74.9	606	4.0
県外 (男性)	I	4	44	38	86.4	2	19.0	1	50.0	0	-
	III	16	41	29	70.7	3	9.7	3	100.0	0	-
	計	20	85	67	78.8	5	13.4	4	80.0	0	-
警察官 (男性) 合計	I	210	2,201	1,058	48.1	947	1.1	753	79.5	261	4.1
	II	13	735	394	53.6	355	1.1	227	63.9	86	4.6
	III	101	2,278	1,045	45.9	894	1.2	664	74.3	259	4.0
	計	324	5,214	2,497	47.9	2,196	1.1	1,644	74.9	606	4.1

警察官 第1回～第2回 (女性)合計	I	17	574	280	48.8	263	1.1	182	69.2	78	3.6	43
	II	4	321	146	45.5	133	1.1	75	56.4	23	6.3	10
	III	12	770	382	49.6	349	1.1	241	69.1	120	3.2	57
	計	33	1,665	808	48.5	745	1.1	498	66.8	221	3.7	110

国際 捜査 I類	ベトナム語	2	8	6	75.0	6	1.0	6	100.0	2	3.0	2
	トルコ語	2	1	1	100.0	1	1.0	1	100.0	0	-	0
	計	4	9	7	77.8	7	1.0	7	100.0	2	3.5	2

武道・体育指導 I類	5	7	6	85.7	6	1.0	5	83.3	3	2.0	3
------------	---	---	---	------	---	-----	---	------	---	-----	---

サイバー犯罪捜査 I類	2	11	7	63.6	3	2.3	2	66.7	1	7.0	1	
	サイバー犯罪捜査 II類	2	19	12	63.2	5	2.4	2	40.0	2	6.0	0
	計	4	30	19	63.3	8	2.4	4	2.0	3	6.3	1

総合計	370	6,925	3,337 (3,270)	48.2	2,962	1.1	2,158	72.9	835 (835)	4.0	444
-----	-----	-------	------------------	------	-------	-----	-------	------	--------------	-----	-----

令和7年3月31日時点

注 () 内は県外募集を除く数字。

(5) 最終合格者の住所別・学歴別の状況

試験区分	総数	住所		最終学歴						
		県内	県外	大学院	大学	短大	高専・専修	高校	その他	
上級試験	一般行政	人 389	人 304	人 85	人 10	人 374	人 0	人 4	人 1	人 0
	一般行政(DX)	3	2	1	1	1	0	1	0	0
	福祉	32	19	13	0	29	2	1	0	0
	心理	21	14	7	10	11	0	0	0	0
	設備	12	10	2	1	10	0	0	1	0
	設備(警察)	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	総合土木	28	18	10	1	27	0	0	0	0
	建築	8	7	1	1	5	1	1	0	0
	化学	14	10	4	4	9	0	0	1	0
	農業	16	13	3	5	11	0	0	0	0
	林业	3	0	3	2	1	0	0	0	0
	小計	527	398	129	35	479	3	7	3	0
	小・中事務上級	20	16	4	0	19	0	0	1	0
	警察事務上級	24	19	5	1	22	1	0	0	0
免許資格職試験	計	571	433	138	36	520	4	7	4	0
	薬剤師	4	4	0	0	4	0	0	0	0
	司書	5	2	3	0	4	1	0	0	0
	獣医師	21	7	14	0	21	0	0	0	0
	保健師	20	13	7	5	14	0	1	0	0
初級試験	計	50	26	24	5	43	1	1	0	0
	一般事務	28	23	5	0	0	1	19	8	0
	設備	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	総合土木	4	2	2	0	0	0	1	3	0
	小計	33	25	8	0	0	1	21	11	0
	小・中事務初級	18	16	2	0	0	0	7	11	0
	警察事務初級	30	28	2	0	0	0	16	14	0
経験者職員採用試験	計	81	69	12	0	0	1	44	36	0
	一般行政	9	8	1	2	7	0	0	0	0
	一般行政(DX)	6	3	3	1	4	0	0	1	0
	福祉	18	14	4	1	17	0	0	0	0
	心理	2	1	1	2	0	0	0	0	0
	設備	12	9	3	1	8	0	2	1	0
	総合土木	9	7	2	1	5	0	3	0	0
	建築	6	4	2	0	5	0	0	1	0
	農業	8	5	3	3	5	0	0	0	0
	計	70	51	19	11	51	0	5	3	0
合計		772	579	193	52	614	6	57	43	0

注 性別については、令和2年度から性的少數派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

2 採用選考

職員の任用に関する規則第15条に基づき、職員採用選考を実施した。

定例選考においては、選考職種は17職種で、被選考者数は前年度より56名増加し、156人となった。

(1) 採用選考実施状況 総括表

区分		被選考者	合格者	採用者	採用の内訳			
					知事	教育	警察	その他
割 愛 採 用 等	部長級	3	3	3	3	-	-	-
	副部長級	2	2	2	1	-	1	-
	課長級	14	14	14	4	9	1	-
	副課長級	11	11	11	-	1	10	-
	主幹級	4	4	4	1	-	3	-
	主査級	22	22	22	6	13	2	1
	主任級	7	7	7	2	5	-	-
	主事・技師	4	4	4	3	-	-	1
計		67	67	67	20	28	17	2
障 害 者	一般事務	120	17	13	8	5	-	-
	警察事務	14	0	-	-	-	-	-
	計	134	17	13	8	5	0	0
氷 河 期	一般事務書	156	6	3	3	-	-	-
		86	4	4	-	4	-	-
	計	242	10	7	3	4	0	0
定 例 選 考	看護師	7	4	3	3	-	-	-
	体育指導員	4	4	1	1	-	-	-
	理学療法士	6	4	4	4	-	-	-
	作業療法士	7	6	5	5	-	-	-
	言語聴覚士	2	1	1	1	-	-	-
	職業訓練指導員（機械科）	5	3	3	3	-	-	-
	職業訓練指導員 (冷凍空調機器科若しくは自動車整備科)	4	3	3	3	-	-	-
	職業訓練指導員 (電気科)	1	0	-	-	-	-	-
	保育士	31	20	18	18	-	-	-
	学芸員（歴史（近世史））	13	6	2	-	2	-	-
	学芸員（民族）	8	4	2	-	2	-	-
	学芸員（文学（日本文学））	6	2	1	-	1	-	-
	環境研究職	2	2	1	1	-	-	-
	歩行訓練士	3	3	1	1	-	-	-
	児童福祉司	44	24	15	15	-	-	-
	精神保健福祉指導職	10	7	6	6	-	-	-
	児童自立支援専門員	3	3	3	3	-	-	-
計		156	96	69	64	5	0	0
合計		599	190	156	95	42	17	2

注 割愛採用等には、併任職員及びさいたま市立の小・中学校からの異動（採用）は含まない。

任命権者委任分については、別表（任命権者委任分）を参照。

別表 任命権者委任分

令和7.3.31現在

区分	被選考者	合格者	内定者 (採用者)	内定(採用)の内訳			備 考
				知 事	教 育	警 察	
定 例 選 考	医 師	人 8	人 8	人 8	人 8	人 -	人 -
	歯 科 医 師	人 3	人 3	人 3	人 3	人 -	人 -
	研 究 補 助 職	人 39	人 7	人 8	人 8	人 -	人 - (注)
	自 動 車 整 備 士	人 3	人 1	人 1	人 -	人 -	人 1
	臨 床 心 理	人 17	人 2	人 2	人 -	人 -	人 2
	犯 罪 鑑 識	人 82	人 6	人 4	人 -	人 -	人 4
	交 通 技 術	人 1	人 0	人 0	人 -	人 -	人 0
割 愛 採 用	航 空 整 備 士	人 2	人 1	人 1	人 -	人 -	人 1
	警 部	人 19	人 19	人 19	人 -	人 -	人 19
	警 部 補	人 21	人 21	人 21	人 -	人 -	人 21
	巡 査 部 長	人 15	人 15	人 15	人 -	人 -	人 15
	巡 査 長	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
	巡 査	人 6	人 6	人 6	人 -	人 -	人 6

(注)R6選考の合格者7人中の6人をR7.4.1に採用。

R5選考での補欠合格者2人をR6.8.1に採用したため、合計で8名。

(2) 主な選考の実施状況

ア 障害者を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b / a	合格者 c	倍 率 b / c	選考日	合 格 発表日	選考の方法
一般事務	人 160	人 120	% 75.0	人 17	倍 7.1	(1次) 令和 6.10.20	(1次) 令和 6.11.8	【1次選考】 教養試験 (択一40問2時間)
警察事務	人 19	人 14	% 73.7	人 0	倍 -	(2次) 令和 6.11.16	(最終) 令和 6.12.10	作文試験 (1題1時間)
受験資格	○昭和39.4.2～平成19.4.1までに生まれた者 ○身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1～6級の者 または 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 または 都道府県知事、政令指定都市市長若しくは児童相談所を設置する中核市の市長が交付する 療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医 若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている者 ○日本国籍を有する者 ○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者 ○1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人							
	【2次選考】 人物試験							

イ 就職氷河期世代を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b / a	合格者 c	倍 率 b / c	選考日	合 格 発表日	選考の方法
一般事務	人 156	人 156	% 100.0	人 6	倍 26.0	(1次) -	(1次) R6.10.1	【1次選考】 書類選考
司書	人 86	人 86	% 100.0	人 4	倍 21.5	(2次) R6.10.11 ～R6.10.24、 R6.11.1	(2次) R6.11.22	【2次選考】 基礎能力検査 適性試験
受験資格	○昭和45.4.2～昭和61.4.1までに生まれた者 ○日本国籍を有する者 (一般事務のみ) ○司書の資格を有する人又は令和7年3月31日までに取得見込みの者 (司書のみ) ○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者							
	【3次選考】 人物試験							

3 昇 任

地方公務員法第21条の4第1項、職員の任用に関する規則第21条の2及び第21条の10の規定に基づき、競争試験又は選考により、職員の昇任を行った。

競争試験には、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験があり、職員の任用に関する規則第21条の8の規定に基づき、警察本部長に委任している。

選考では、職員の任用に関する規則第21条の14の規定に基づき、警部、警部補、巡査部長の職への昇任を警察本部長に委任し、それ以外は人事委員会の選考により行った。

なお、人事委員会が行う選考のうち、一般行政事務に従事する職員の主査級への昇任については、職員の任用に関する規則第21条の11の規定に基づき、主査級昇任試験を実施した。

(1) 試 験

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者 a	一次試験			二次試験			口述 術科 受験者	最最終 合格者 f	最最終 倍率 b/f
		受験者 b	合格者 c	倍率 b/c	受験者 d	合格者 e	倍率 d/e			
警 部	人 1,979	人 1,957	人 315	倍 6.2	人 311	人 108	倍 2.9	人 107	人 52	倍 37.6
警部補	人 2,933	人 2,899	人 504	倍 5.8	人 498	人 233	倍 2.1	人 233	人 158	倍 18.3
巡査部長	人 2,610	人 2,576	人 641	倍 4.0	人 638	人 323	倍 2.0	人 321	人 256	倍 10.1

(2) 選 考

ア 昇任選考

職	被選考者	合 格 者		職	被選考者	合 格 者	
		人	人			人	人
知事	部長級	10人	10人	人事委員会	部長級	1人	1人
	副部長級	29	29		副部長級	0	0
	課長級	46	46		課長級	0	0
	副課長級	82	82		副課長級	1	1
	主幹級	115	115		主幹級	0	0
	主査級	170	170		主査級	1	1
県議会議長	小計	452	452	小計	3	3	3
	部長級	0	0	警察本部長	部長級	0	0
	副部長級	0	0		理事官級	18	18
	課長級	1	1		警視	85	85
	副課長級	0	0		警部*	52	52
	主幹級	1	1		警部補*	161	161
選挙管理委員会	主査級	1	1		巡査部長*	256	256
	小計	3	3		部長級	1	1
	部長級	0	0		副部長級	2	2
	副部長級	0	0		課長級	4	4
	課長級	0	0		副課長級	3	3
	副課長級	0	0		課長補佐級	17	17
代表監査委員	主幹級	0	0		係長級	11	11
	主査級	0	0		小計	610	610
	小計	0	0		(*を除く)	(141)	(141)
	部長級	0	0	公営企業管理者	部長級	1	1
	副部長級	0	0		副部長級	2	2
	課長級	1	1		課長級	2	2
教育委員会	副課長級	0	0		副課長級	6	6
	主幹級	0	0		主幹級	6	6
	主査級	1	1		主査級	10	10
	小計	2	2		小計	27	27
	部長級	2	2		合計	1,246	1,246
	副部長級	7	7		(*を除く)	(777)	(777)
下水道事業管理者	課長級	14	14				
	副課長級	6	6				
	主幹級	41	41				
	主査級	62	62				
	小計	132	132				
	部長級	1	1				
	副部長級	1	1				
	課長級	3	3				
	副課長級	4	4				
	主幹級	3	3				
	主査級	5	5				
	小計	17	17				

注 *印の職への昇任選考は、職員の任用に関する規則第21条の14の規定により、警察本部長に委任したものである。

イ 主査級昇任試験（第51回）

（ア）実施日程、試験の方法及び受験資格

区分	試験の方法	試験日	合 格 発表日	受 験 資 格
第1次試験	択一式40問 (2時間)	R6.10.21	R6.10.28	<p>次のa及びbの要件をすべて満たす者とする。</p> <p>a 一般行政事務に従事する主任のうち、令和7年3月31日（以下「基準日」という。）現在39歳未満であって、かつ、本県職員としての在職期間が1年を超える者。ただし、33歳未満の者にあっては、基準日現在において、主任在職期間が1年を超える者。</p> <p>b 令和6年3月31日現在、人事委員会が別に定める研修を修了した者。ただし、人事委員会が特に認めた者については、特例として当該条件を満たす者とみなす。</p>
第2次試験	論文（1時間） 個別面接 (約30分)	R6.11.8 R6.11.11 11.12 11.13 11.15	R6.12.13	

（イ）実施状況

区分	有資格者 a	申込者 b	申込率 b/a	受験者等 c	受験率等 c/a	合格者等 d	倍率 c/d
第1次試験	人 378	人 213	% 56.3	人 202	% 53.4	人 91	倍 2.2
第1次試験免除者	49	38	77.6	38	77.6	38	—
小計	427	251	58.8	240	56.2	129	—
第2次試験	129	—	—	122	94.6	80	1.5 〔最終〕 3.0

4 転 任

職員の任用に関する規則第3条第3項の規定に基づき、職に欠員を生じ、これを転任によって補充しようとする場合について、その承認を行った。

区分	合計	知事	教育委員会	警察本部長	公営企業管理者	その他
教員から事務職員	人 23	人 5	人 18	人 —	人 —	人 —
事務職員から警察官	6	—	—	6	—	—
警察官から事務職員	7	6	—	1	—	—
合計	36	11	18	7	—	—

5 臨時的任用

職員の任用に関する規則第39条及び第40条の規定に基づき、職に欠員が生じた場合において、臨時的任用を行うこと及びその期間の更新を行うことについて、みなし承認を行った。

職	承認状況		
	新規	更新	新規
教育委員会	主事（高校）	9	84
	主事（特別支援）	4	28
	主事（教育局等）	5	2
	事務主事（小・中）	28	129
	司書（図書館）	1	9
	司書（高校）	0	13
	司書（教育局等）	0	1
	栄養技師（高校）	1	9
	栄養技師（特別支援）	1	0
	学校栄養職員（小・中）	4	29
	学芸員	2	6
	技師	0	1
	合計	55	311

第3章 給与関係

職員の給与に関して、令和6年4月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

1 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

令和6年10月17日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与に関する報告（意見）及び勧告

ア 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和6年職員給与実態調査」によると、令和6年4月1日において、職員の総数は54,955人で、平均年齢は39.1歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は、402,477円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は41.0歳、平均給与月額は374,720円となっている。

イ 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の2,266民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した474の事業所について「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる76職種の14,545人の従業員について、令和6年4月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。

また、各民間企業における各種手当・給与改定の状況、初任給等についても事業所単位で調査した。

ウ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,589円（2.79%）下回っていた。

また、令和5年8月から令和6年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.59月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）が民間の特別給の

年間支給割合を下回っていた。

エ 生計費

令和6年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ194,960円、233,730円及び272,540円となっている。

オ 職員の給与改定

(ア) 月例給（令和6年4月から実施）

行政職給料表：若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定

行政職給料表以外の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 特別給（令和6年12月から実施）

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数を引き上げる。（年間4.50月 → 4.60月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分）

カ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(ア) 給料表

初任給・若年層の水準を大幅に引上げ、特に管理職層についてより職責を重視した給与体系となるよう見直し

(イ) 諸手当

a 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

b 地域手当

国の支給基準等の見直しを踏まえ、地域手当の支給割合を見直し

c 通勤手当

支給限度額を引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給、及び新幹線通勤等の要件を緩和

d 在宅勤務等手当

県内民間事業所における在宅勤務関連手当の支給状況、本県職員の在宅勤務の実施状況を踏まえ、在宅勤務等手当を新設

(2) 人事管理に関する報告（意見）

ア 人材の確保について

(ア) 人材確保の重要性と課題

本県は、人口減少や超少子高齢社会への対応、激甚・頻発化する自然災害に対する備えなど多くの課題に直面している。また、行政ニーズは以前にも

増して複雑多岐にわたっている。こうした中、県民が安心・安全に暮らせる社会を構築し、持続的に発展させていくためには、担い手となる優秀な職員を着実に確保し、その能力や意欲を最大限引き出して、組織全体のパフォーマンスを高めていくことが極めて重要となる。人材の不足は、業務の質や量の低下を招き、さらには、県庁組織全体の機能低下につながる恐れもある。

このような事態を回避するためには、人材の確保は、行政サービスの持続的、安定的な提供に不可欠な要素であることを県庁組織全体で共有し、あらゆる機会、あらゆる手段を活用して、人材確保に向けた取組を積極的に推進していく必要がある。

(イ) 人材確保の具体的方向

本県では、受験者の負担感を軽減し、誰もがチャレンジしやすい職員採用試験の実施を目指し、令和5年度から継続的に試験制度を見直し、技術系専門職を中心に受験者数が増加するなど、一定の成果を上げている。引き続き、求職者の動向や民間企業を含めた採用市場全体の変化を注視しながら、不断の見直しを進めていく必要がある。

多くの受験者を確保していくためには、これまで十分にアプローチできていなかつた新たな層を取り込むための広報を充実させていく必要がある。この新たな層を本県採用試験の受験者として獲得するため、県政業務に対する興味・関心を喚起するための広報活動が重要である。

一方、組織の安定性、信頼性を継続的に確保していく上では、人材確保と併せて在職職員の離職防止にも力を入れていく必要がある。

イ 人材の育成及び活用について

(ア) 人材の育成

若手職員が増加し、また働き方に対する職員の意識が多様化するなど本県組織内の人的環境が変わりつつある。職員として採用された後に、人事異動により次々と異なる職務を担当する中にあって、一人一人の能力を発揮させるためには、組織的、計画的な人材育成が必要である。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

効率的な県政運営のためには、職員一人一人の意欲と能力の向上を図っていくことが重要である。人事評価制度は、任用や給与をはじめとした人事管理の基礎となるものである。人事評価の実施と評価結果の活用は人材の確保・定着の観点からもより重要となっており、地方公務員法の趣旨に沿って適切に運用する必要がある。

(ウ) 女性職員の活躍の推進

女性職員の活躍の推進については、その職域を広げ、より多様な職場で職員の能力を最大限に発揮できるようにするため、管理職登用を含めた女性職

員の活躍を推進する取組を引き続き実施していくことが重要である。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア) 業務の見直しと柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

人口減少による労働力不足が一層顕著になっていく中で、業務の見直しと働き方改革はより積極的に推進していく必要がある。限られたリソースの中にあっては、業務の見直しを進め、無駄な仕事の削除、削減、改善を常に意識し積極的に業務の効率化に取り組み、創意工夫を行い、労働生産性の向上を図る必要がある。

(イ) 仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立支援を図るためには、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方が必要である。このような観点から、時間にとらわれない働き方を選択できることは職員のWell-beingの実現にもつながり、ひいては組織パフォーマンスの向上と優秀な人材の確保・定着に資することから重要である。

(ウ) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務を更に縮減するためには、上限規制の趣旨を踏まえ、勤務時間を客観的に把握するとともに、時間外勤務に係る要因を的確に検証し、その結果を踏まえた適切な対応を行う必要がある。

県教育委員会では、「学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の働き方改革を進めている。引き続き、教員の業務負担軽減につながるよう現場の状況を踏まえて適切な業務改善支援を進めていくなど、目標達成に向けた取組を加速する必要がある。

さらに、未配置・未補充が解消されない状況が依然続いている、解消に向けて、他都道府県の取組事例を収集し本県の取組に生かすなど一層の努力が求められる。

エ 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

精神疾患により長期療養する職員は若手職員を中心に増加しており、引き続き、メンタルヘルス対策を中心に、職員の心身の健康の保持・増進への取組を強化する必要がある。また、近年、全国的に猛暑日が増加しているが、快適で働きやすい執務環境づくりに留意することも重要である。

ハラスメントについては、加害の意識がないまま行われているケースもあることから、被害職員の人格を不当に傷つけることがある。組織全体の課題として風通しの良い職場づくりを進めていくため、職場研修等を通じてどういった行為がハラスメントに当たりうるかなど職員の意識

を高めるとともに、被害職員に寄り添った丁寧な対応に努めなければならない。

職員は、県民全体の奉仕者として県民からの信頼に応えるため、高い倫理感、使命感を持って行動すべきこと常に深く自覚しなければならない。しかしながら、依然として職員による不祥事は後を絶たないことから、様々な機会を捉えて公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、職員の不祥事が起こることのないよう、その防止に取り組んでいくことが重要である。

2 職員給与実態調査

(1) 令和6年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全 職 員
給 料	円 324,576	円 349,950
扶 養 手 当	6,537	7,500
地 域 手 当	28,486	30,299
住 居 手 当	6,511	6,470
管 理 職 手 当	8,606	4,565
そ の 他	4	3,693
平均給与月額	374,720	402,477

注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

(2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他の手当	平均給与月額
行政職	人 8,531	歳 41.0	年 18.6	円 324,576	円 6,537	円 28,486	円 6,511	円 8,606	円 4	円 374,720
公安職	11,663	38.4	17.5	343,259	11,854	29,860	5,002	1,790	85	391,850
研究職	306	42.6	19.4	365,059	9,397	32,230	7,300	9,913	0	423,899
医療職(1)	48	43.8	19.0	452,775	6,083	78,646	9,452	32,679	249,196	828,831
医療職(2)	340	40.0	16.5	330,069	5,403	28,426	6,380	3,942	0	374,220
医療職(3)	246	40.9	17.6	333,929	3,911	28,439	5,691	2,214	0	374,184
教育職(1)	10,009	40.1	17.5	370,128	6,672	31,698	7,424	2,341	7,335	425,598
教育職(2)	22,784	38.2	15.6	355,747	6,142	30,680	6,752	5,560	5,115	409,996
学校栄養職	45	44.3	23.1	358,353	2,622	30,005	4,878	0	0	395,858
事務職	982	38.2	16.6	310,062	5,434	26,278	7,181	0	0	348,955
特定任期付職員	1									
全給料表	54,955	39.1	16.9	349,950	7,500	30,299	6,470	4,565	3,693	402,477

注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

(3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	人 8,531	% 81.2	% 6.3	% 12.5	% 0.0	% 61.7	% 38.3
公安職給料表	11,663	44.1	5.8	50.1	—	87.5	12.5
研究職給料表	306	96.4	1.6	2.0	—	76.1	23.9
医療職給料表(1)	48	100.0	—	—	—	68.7	31.3
医療職給料表(2)	340	90.3	9.4	0.3	—	31.5	68.5
医療職給料表(3)	246	57.7	41.9	0.4	—	11.8	88.2
教育職給料表(1)	10,009	96.1	2.4	1.5	—	55.3	44.7
教育職給料表(2)	22,784	95.1	4.9	0.0	—	44.6	55.4
学校栄養職給料表	45	35.6	64.4	—	—	4.4	95.6
事務職給料表	982	54.9	13.5	31.6	—	45.1	54.9
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,955	81.4	5.2	13.4	0.0	58.3	41.7

注 再任用職員は含まれていない（以下(5)まで同じ。）。

(4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
行政職給料表	人 972	人 1,473	人	人 2,075	人 2,073	人 742	人 741	人 350	人 75	人 15	人 15
公安職給料表	470	1,354		2,351	4,396	1,977	467	447	144	57	
研究職給料表	—	71		172	61	2					
医療職給料表(1)	15	19		10	4						
医療職給料表(2)	1	33		56	129	75	39	6	1		
医療職給料表(3)	—	21		99	53	59	14	—			
教育職給料表(1)	200	9,345	97	237	130						
教育職給料表(2)	—	20,172	585	1,088	939						
学校栄養職給料表	—	—		1	18	26					
事務職給料表	134	168		211	272	125	72				

(5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	15	59								4		78
19	15	108								2		125
20	17	117				1				4		139
21	24	111			1	1		1		17		155
22	195	288	1		8	5	145	529		15		1,186
23	224	301	3		5	8	186	609		28		1,364
24	260	296	8	1	5	11	242	663		20		1,506
25	280	318	3	2	6	11	210	708		26		1,564
26	251	278	7	1	10	6	231	728		23		1,535
27	222	347	12	1	8	10	304	753		32		1,689
28	232	335	10	3	12	4	315	757		21		1,689
29	251	329	12	1	4	5	359	874		37		1,872
30	239	300	6		13	7	375	881		49		1,870
31	282	327	13	3	13	7	362	862		32		1,901
32	231	329	9	3	12	2	381	920		25		1,912
33	273	257	7	1	16	4	380	902		30		1,870
34	251	344	10		10	7	384	877		33		1,916
35	191	380	9	1	20	6	394	885	3	36		1,925
36	184	382	7	4	13	7	370	873	1	49		1,890
37	198	375	5	1	12	5	331	796	2	51		1,776
38	201	404	5	1	18	7	284	760	4	31		1,715
39	175	421	4		9	4	260	628	4	27		1,532
40	162	409	8		10	4	229	581	5	25		1,433
41	145	424	8	1	10	4	234	578	3	25		1,432
42	151	461	7		10	5	204	558	3	41		1,440
43	168	404	6		8	4	243	564	1	26		1,424
44	147	397	6	1	5	5	205	520	2	30		1,318
45	121	341	4	1	3	4	225	517	2	15		1,233
46	141	337	8	2	6	10	197	460		19		1,180
47	161	288	6	1	3	6	213	368		10		1,056
48	154	251	7		3	5	202	401		16		1,039
49	206	283	7	1	3	7	210	409	5	16		1,147
50	258	257	7	1	5	4	219	404	1	21		1,177
51	251	218	12	1	4	9	219	361		20		1,095
52	315	189	10	1	10	12	193	344	2	19		1,095
53	316	151	7		11	11	209	343	2	20		1,070
54	294	149	10		10	10	193	362	3	14		1,045
55	309	163	18	1	10	8	188	366		17		1,080
56	312	134	14	2	6	8	214	397		12		1,099
57	226	113	10	1	5	3	244	397		8		1,007
58	257	146	10	1	11	4	302	400	2	16		1,149
59	224	142	10	3	12	6	349	447		20		1,213
60	2			1			3	1				7
61				2								2
62				3								3
63												0
64				1								1
65												0
66歳以上												0
合計	8,531	11,663	306	48	340	246	10,009	22,784	45	982	1	54,955

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査した。

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,266事業所

(2) 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から474事業所を無作為に抽出

【産業別・企業規模別調査事業所数】

産業	企業規模	規模計		100人以上	100人未満
		事業所	500人以上	500人未満	事業所
産業	計	364	184	138	42
農業、林業、漁業		—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		21	11	8	2
製造業		176	76	76	24
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		72	35	26	11
卸売業、小売業		24	16	7	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		12	10	2	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		59	36	19	4

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が104所あった。

2 調査対象事業所474所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた468所に占める調査完了事業所364所の割合（調査完了率）は、77.8%である。

3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(3) 調査実人員

14,545人。なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は122,722人。

第4章 公平審査関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている(第49条から第51条の2まで)。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和5年度から令和6年度に引き継がれた事案は9事案14件(うち昭和60年以前に請求がなされたものは、7事案12件)であったが、令和6年度は新たな審査請求はなかった。

令和6年度においては、2事案2件について処分承認の裁決を行い、昭和60年以前に請求されたものについて2事案3件の取下げを受理したため、令和7年3月末における係属事案は、7事案9件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

係属中の不利益処分審査請求事案

(令和7年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	現在 9件

2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている（第46条から第48条まで）。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局（権限を有する地方公共団体の機関）の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和5年度から令和6年度に引き継がれた事案はなかった。令和6年度中に新たに措置要求された事案は2件あり、そのうち、1件は取り下げられ、1件は却下した。

令和7年3月末における係属事案はない。

3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており（第8条）、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和6年度における相談件数は37件（前年度40件）、相談の主な内容は、パワハラ・セクハラ等22件、勤務条件10件、給与関係3件、公平審査関係1件、その他1件となっている。

第 5 章 勤務条件関係

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条において根本基準が規定され、同法第8条において人事委員会がその制度の研究成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている。

また、地方公務員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、このうち、非現業職員に対する労働基準監督機関としての職権は、地方公務員法第58条第5項により、人事委員会が行うものとされている。

さらに、職員団体に関しては、人事委員会が職員団体の登録を行うとともに、人事委員会規則により管理職員等の範囲を定めている。

1 人事管理に関する報告（意見）

令和6年10月17日、地方公務員法第8条の規定に基づき、議会及び知事に対して、人事管理に関する報告（意見）を行った。

2 労働基準監督の状況

労働基準法及び労働安全衛生法の規定は、地方公務員法第58条第3項の規定により除外されるものを除き、原則として職員に適用される。その適用に関して、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準法別表第1第12号及び官公署（別表第1に掲げる事業を除く。）の事業に従事する職員について、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使している。

（1）認定、許可、検査等

令和6年度中に本委員会が行使した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督機関の職権行使事項は次のとおりである。

内 容	知 事	教 育	警 察	計
① 労働基準法関係				
ア 事業所の号別決定	0	3	1	4
イ 時間外・休日労働に関する協定届	20	187	1	208
ウ 宿直又は日直勤務許可	0	2	0	2
エ 解雇予告除外認定	1	9	0	10
② 労働安全衛生法関係				
ア 総括安全衛生管理者選任報告	0	0	1	1
イ 衛生管理者選任報告	15	62	18	95
ウ 産業医選任報告	22	15	10	47
エ 労働者死傷病報告	2	25	78	105
オ 機械等設置届	1	0	1	2
カ 機械等設置報告	0	0	0	0

(2) 参考

県の機関については、令和7年3月31日現在、労働基準法の規定に基づく号別決定等が次のとおりなされている。

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する機関【360事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
1 2	教育業 研究業 調査業 [226]	知 事 [22]	環境科学国際センター、消防学校[2]、衛生研究所、高等看護学院、高等技術専門校 [6]、職業能力開発センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、農業大学校、農業技術研究センター、農業技術研究センター各試験場[2]、茶業研究所、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
		教 育 [203]	総合教育センター、総合教育センター江南支所、図書館 [2]、近代美術館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、げんきプラザ [2]、伊奈学園中学校（給食場を除く。）、県立高等学校（給食場を除く。）[137]、特別支援学校（寄宿舎及び給食場を除く。）[53]
		警 察 [1]	警察学校
別表第1 の各号に 属さない 事業 [134]		議会[1]	議会事務局
		知 事 [71]	本庁、東京事務所、パースポートセンター、地域振興センター[9]、県税事務所 [14]、自動車税事務所、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、防災航空センター、環境管理事務所 [7]、福祉事務所[4]、精神保健福祉センター、発達障害総合支援センター、児童相談所（中央、南、所沢、熊谷及び越谷の保護担当を除く。）[7]、食肉衛生検査センター、動物指導センター、計量検定所、農林振興センター（さいたま・東松山・秩父・本庄・加須・春日部）[6]、川越農林振興センター管理部・農業支援部・農村整備部、川越農林振興センター林業部、大里農林振興センター管理部、大里農林振興センター農業支援部、病害虫防除所、家畜保健衛生所 [3]、総合技術センター、建築安全センター[3]
		教 育 [5]	本局、教育事務所 [4]
		警 察 [53]	本庁、鉄道警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部、岩槻高齢者講習センター、機動隊、機動センター、北部機動センター、東部機動センター、警察本部分庁舎（上尾）、警察本部分庁舎（宮原）、警察本部分庁舎（鹿手袋）、武藏浦和合同庁舎、警察署 [39]
		監査[1]	監査事務局
		人事委員会[1]	人事委員会事務局
		労働委員会[1]	労働委員会事務局
		収用委員会[1]	収用委員会事務局

イ 所轄の労働基準監督署が職権を行使する機関【49事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造加工業 [1]	教育 [1]	県立学校の給食場
3	土木建築業 [20]	知事 [20]	大里農林振興センター農村整備部、寄居林業事務所、県土整備事務所[12]、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、総合治水事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、營繕・公園事務所
7	畜産業 水産業 [1]	知事 [1]	秩父高原牧場
13	保健衛生業 [25]	知事 [20]	保健所[13]、総合リハビリテーションセンター、児童相談所保護担当(中央、南、所沢、熊谷、越谷)[5]、埼玉学園
		教育 [5]	特別支援学校寄宿舎[5]
14	娯楽場 [1]	知事 [1]	県営競技事務所
15	清掃と畜場 [1]	知事 [1]	環境整備センター

(3) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査（労働安全衛生法第41条関係）

性能検査は、（一社）日本ボイラ協会関東検査事務所が実施している。

(単位：基)

	知事部局	教育局	警察本部	計
ボイラー	5	5	0	10
第一種圧力容器	7	6	0	13
計	12	11	0	23

3 職員団体の登録状況

職員団体は、地方公務員法第53条の規定に基づく、職員団体の登録に関する条例の定めるところにより、人事委員会に登録の申請を行うことができる。

職員団体は、登録を受けることにより、①地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと（第55条）、②職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること（第55条の2）、③人事委員会に申し出て法人格を取得できること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）が認められる。

人事委員会に登録されている職員団体は、令和7年3月末現在14団体である。

令和6年度には、埼玉県県土整備都市整備職員組合、埼玉県高等学校教職員組合、埼玉県教職員組合、埼玉県職員組合、埼玉教育労働者組合、埼玉高等学校教職員組合、比企教職員組合、全統一埼玉県GTT教職員組合から役員等についての登録事項変更届が提出されたので、これらを受理し、登録を行った。また、地方公務員法第53条第2項に適合しない事実があることから埼玉県独立高等学校教職員組合の登録を取り消し、さらに、学校事務ネットワークさいたまから解散届が提出されたことから、登録を抹消した。

（令和7年3月31日現在）

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人の 別	単位団体 又は連合 体の別	役員数 (名)	構成員数 (名)	登録 年月日
埼玉県県土整備都市整備職員組合	さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所内)	大庭 裕二郎	法人	単位団体	7	450	昭和 41.10.6
埼玉県高等学校教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12-24(埼玉教育会館内)	小野 知二	法人	単位団体	34	1,447	41.10.8
埼玉県教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12-24(埼玉教育会館内)	沖田 晴美	法人	単位団体	17	485	41.10.8
埼玉県職員組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	宮内 裕紀	非法人	単位団体	14	387	41.10.8
埼玉教育労働者組合	八潮市八潮7-19-12	小倉 洋毅	法人	単位団体	9	15	55.2.13
埼玉教職員組合	さいたま市浦和区高砂4-3-5 (県労評会館4階)	丸山 巧	法人	単位団体	13	241	平成 1.12.25
埼玉高等学校教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13-10(ヤギシタビル内)	羽田 亮介	法人	単位団体	14	102	1.12.25
児玉都市教職員組合	本庄市児玉町吉田林910-1 (児玉教育会館内)	木村 和世	法人	単位団体	8	70	2.4.17
比企教職員組合	東松山市六軒町19-17 (比企教育会館内)	岡島 孝徳	法人	単位団体	14	87	2.5.18
自治労埼玉県職員労働組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	内野 秀和	非法人	単位団体	21	105	3.2.1
学校ユニオン埼玉	東京都日野市新町3-37-10	戸谷 克己	非法人	連合体	6	構成団体数 5(団体)	16.4.8
教育者ネットワーク埼玉	東松山市石橋2148-20	千野 武則	非法人	単位団体	2	57	22.9.30
全統一埼玉県GTT 教職員組合	東京都台東区上野1-12-6 (2階 全統一労働組合内)	市ノ川賢二	非法人	単位団体	24	7	令和 2.9.24
埼玉Team of Teachers	本庄市児玉町児玉南3-1-12	山口 航	非法人	単位団体	8	14	4.11.2

注 構成員数は、当該団体から届出のあった登録申請書又は登録事項変更届に記入のあった数である。

4 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績

人事管理に関する報告（意見）の基礎資料とするため、令和5年度（（1）は令和5年）の年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績について、調査を実施した。

（1）年次休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会							
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体	
12.7 (11.2)	14.9 (13.5)	14.1 (12.6)	12.2 (10.7)	10.1 (10.2)	14.1 (12.5)	17.1 (15.2)	13.2 (11.0)	13.7 (13.2)	14.9 (13.4)	

警察本部			行政委員会								全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全体	選挙管理委員会		
13.2 (12.3)	10.5 (9.6)	11.4 (10.5)	13.0 (12.3)	13.4 (10.5)	13.5 (13.0)	13.2 (12.1)	13.7 (7.1)	13.3 (11.9)	14.1 (12.7)	13.3 (11.9)	14.1 (12.7)

注1 () 内の数字は、令和4年の数値である。

注2 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

（2）夏季休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会							
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体	
4.9 (4.9)	4.9 (4.9)	4.9 (4.9)	5.0 (5.0)	5.0 (5.0)	5.0 (4.9)	5.0 (5.0)	5.0 (5.0)	4.0 (4.2)	4.6 (4.7)	

警察本部			行政委員会								全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全体	選挙管理委員会		
5.0 (5.0)	5.0 (4.9)	5.0 (5.0)	5.0 (4.9)	5.0 (4.5)	5.0 (5.0)	5.0 (4.9)	5.0 (5.0)	5.0 (4.9)	5.0 (4.8)	5.0 (4.8)	

注1 () 内の数字は、令和4年度の数値である。

(3) 厚生計画実施に係る職務専念義務免除の状況（職員1人当たりの平均承認日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
2.4 (2.4)	2.8 (2.8)	2.6 (2.6)	1.6 (1.7)	2.8 (2.7)	2.6 (2.6)	3.0 (3.0)	3.0 (3.0)	1.7 (1.7)	2.5 (2.5)

警察本部			行政委員会						全 体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全 体	
0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.2 (2.6)	2.9 (2.3)	2.4 (2.9)	2.4 (2.6)	3.0 (0.7)	2.4 (2.5)	2.0 (2.0)

注1 対象期間は令和5年5月～令和6年3月、（）内の数字は令和4年5月～令和5年3月の数値である。

注2 取得可能日数は3日である。

(4) 時間外・休日勤務時間（月平均の時間外・休日勤務時間）

単位（時間／月）

知事部局			教育委員会			
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地	全体
18.0 (19.9)	8.5 (9.7)	12.2 (13.7)	19.9 (21.6)	16.5 (16.6)	5.2 (4.8)	13.9 (14.7)

警察本部			行政委員会						全 体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	小計	選挙管理委員会	全 体	
17.5 (17.4)	23.2 (23.2)	21.4 (21.4)	17.4 (14.2)	24.0 (19.6)	2.4 (4.3)	15.8 (13.3)	36.2 (66.1)	16.9 (16.2)	18.2 (18.7)

注1 （）内の数字は、令和4年度の数値である。

注2 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

第6章 その他

1 会議等開催状況（令和6年度）

(1) 全国人事委員会連合会（全人連）

会議名	開催期日	開催地	備考
第132回総会	令和6. 6. 27	東京都	全人連主催
第66回公平審査事務研修会	5. 7. 6～7. 7	北海道	
給与勧告説明会	5. 8. 10	WEB開催	全人連主催

(2) 全国人事委員会事務局長会議

会議名	開催期日	開催地	備考
事務局長会議	令和5. 8. 25	WEB開催	総務省主催

(3) 十六都道府県人事委員会協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議	令和6. 4. 24	宮城県	
事務局長会議	6. 7. 12	WEB開催	千葉県主催

(4) 関東甲信越静人事委員会協議会

ア 会議

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議	令和6. 5. 10	群馬県	
事務局長会議	6. 9. 6	WEB開催	神奈川県主催

イ 研修会

研修会名	開催期日	開催地	備考
公平審査事務研修会	令和5. 6. 23	東京都	栃木県主催
任用事務研修会	5. 12. 4～6. 2. 16	書面開催	山梨県主催
給与事務研修会	5. 12. 19～6. 3. 7	書面開催	埼玉県主催

(5) 三県人事委員会連絡協議会

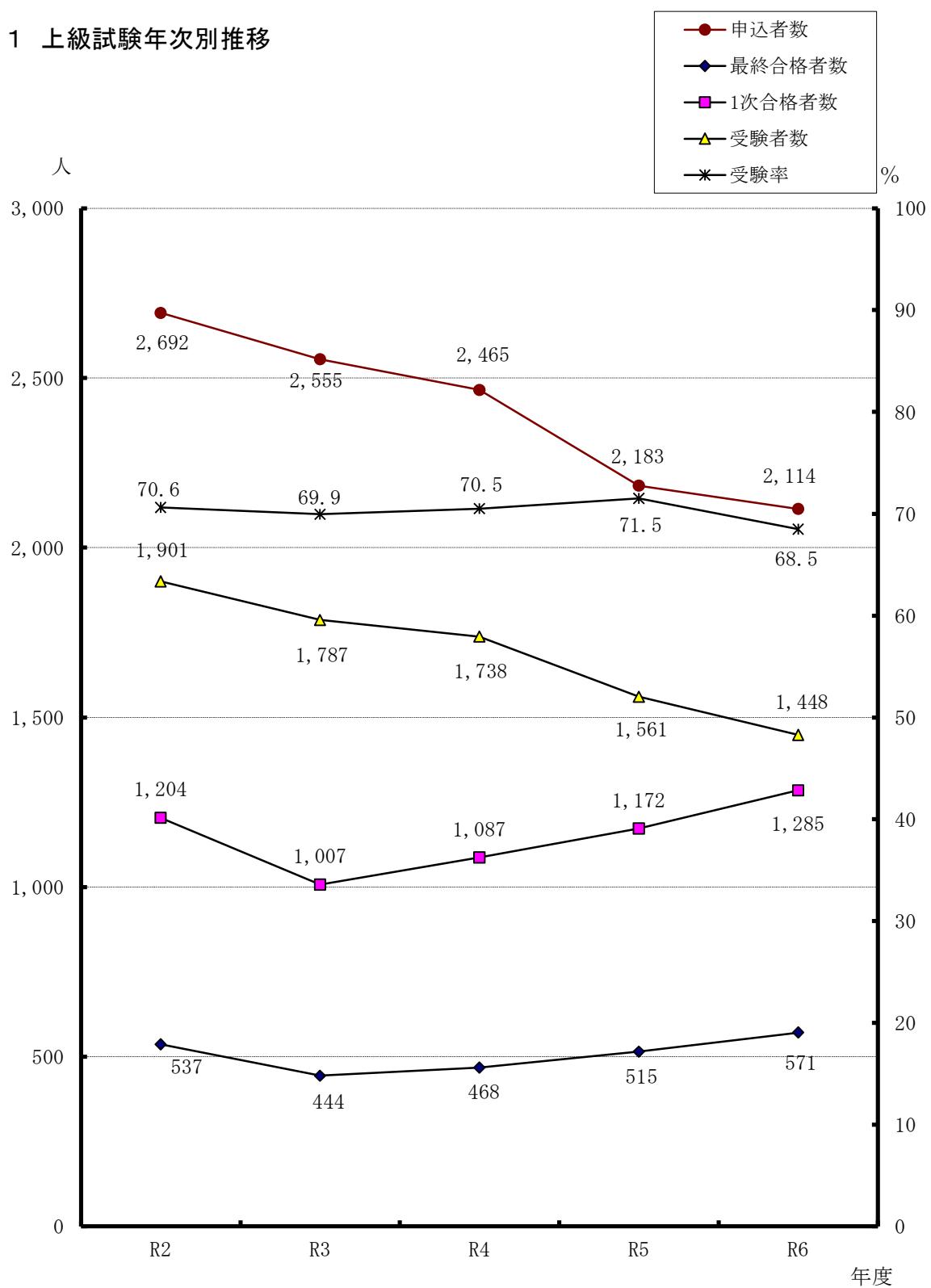
会議名	開催期日	開催地	備考
任用担当課長会議	令和6. 2. 7	神奈川県	

参考資料

1	上級試験年次別推移	5 3
2	初級試験年次別推移	5 4
3	経験者試験年次別推移	5 5
4	免許資格職試験年次別推移	5 6
5	障害者を対象とした採用選考年次別推移	5 7
6	警察官採用試験年次別推移	5 8
7	主査級昇任試験年次別推移	5 9
8	職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況	6 0
9	令和6年度採用試験に関する採用候補者の採用状況	6 1
10	職員採用試験に係るインターネット等の利用状況	6 2
11	県及び国における給与勧告（月例給改定）の年次別推移	6 3

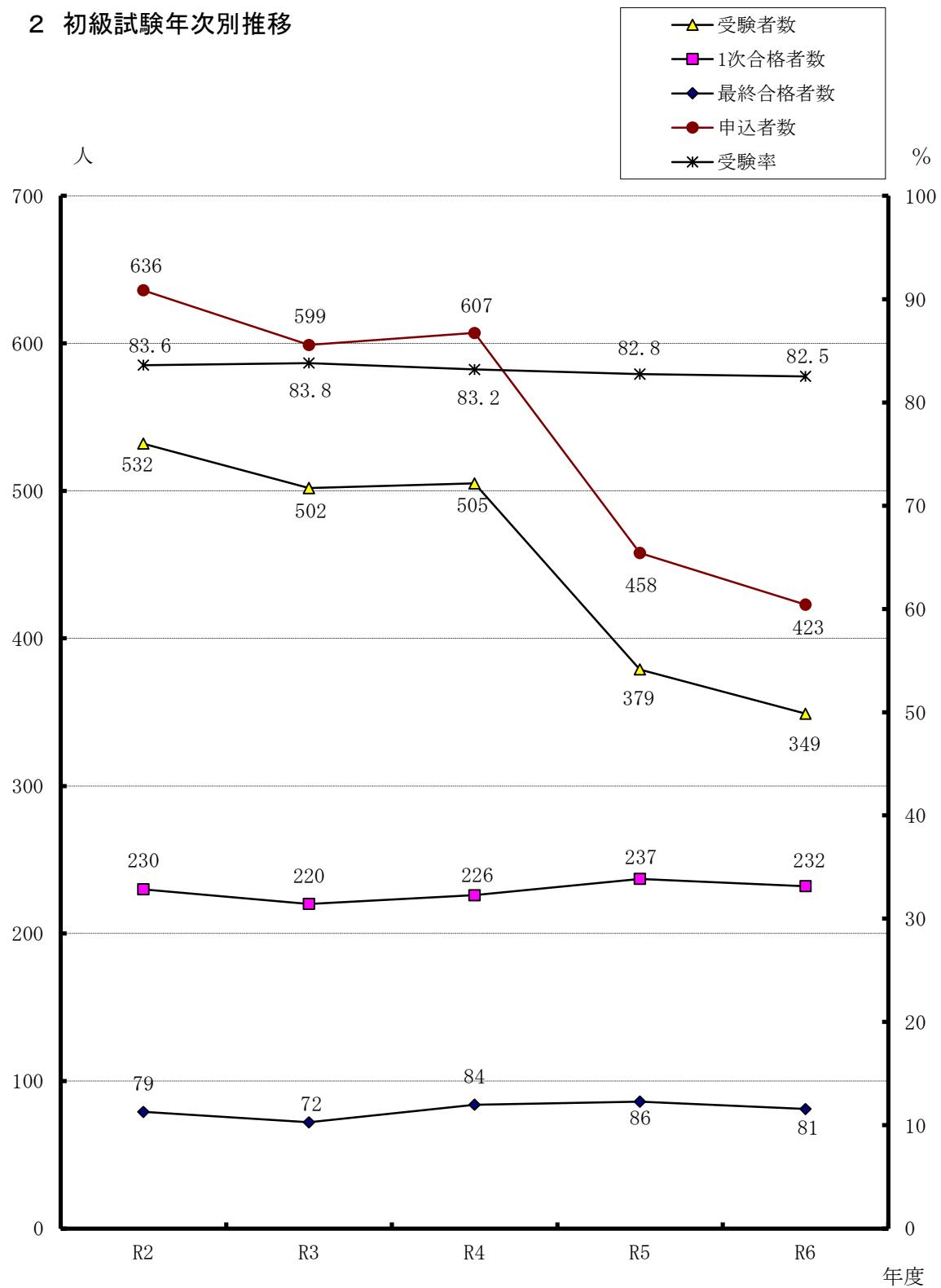


1 上級試験年次別推移



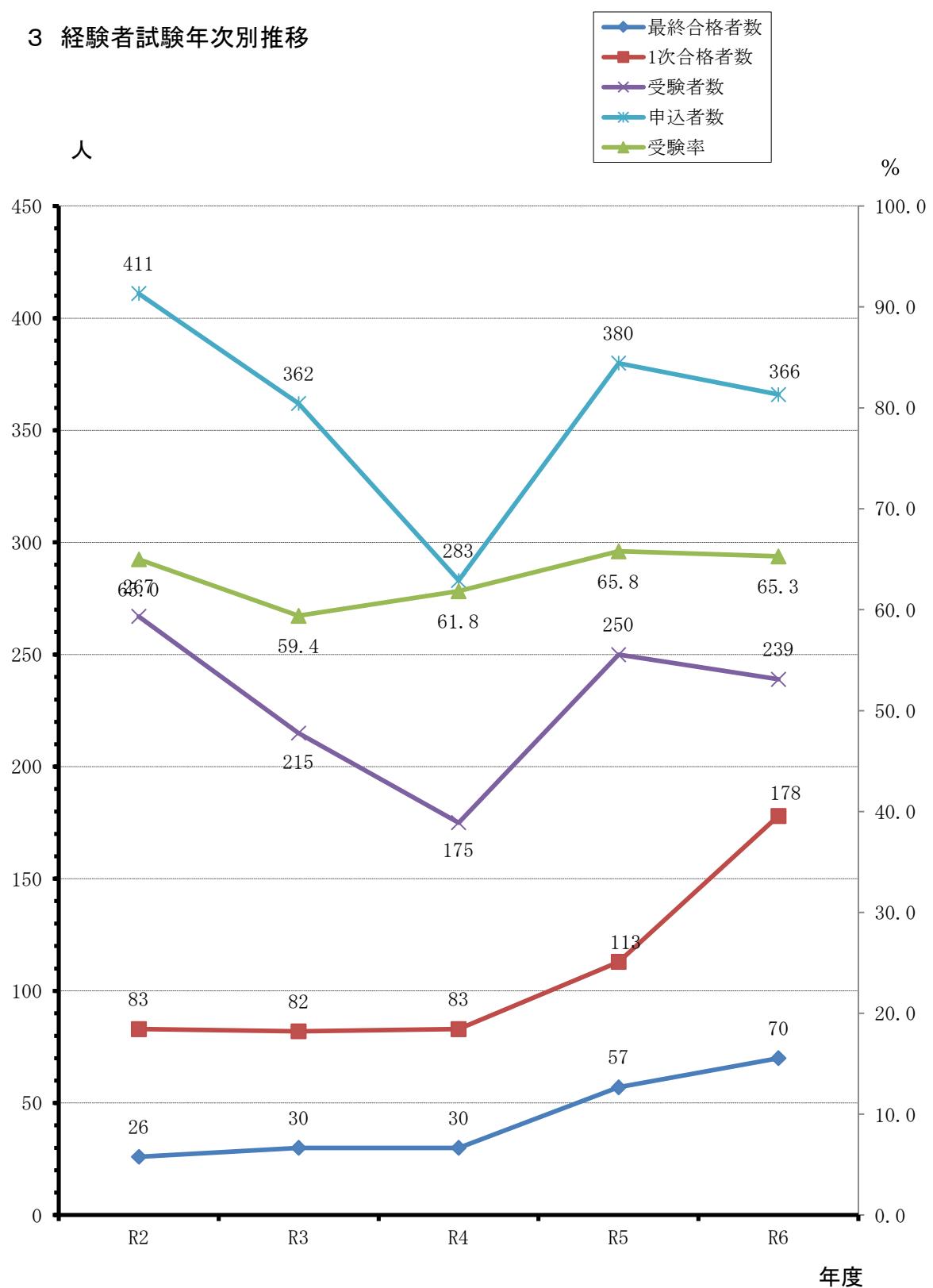
注 数字は、県職員上級、小・中学校事務上級、警察事務上級の各試験を合計したもの。

2 初級試験年次別推移

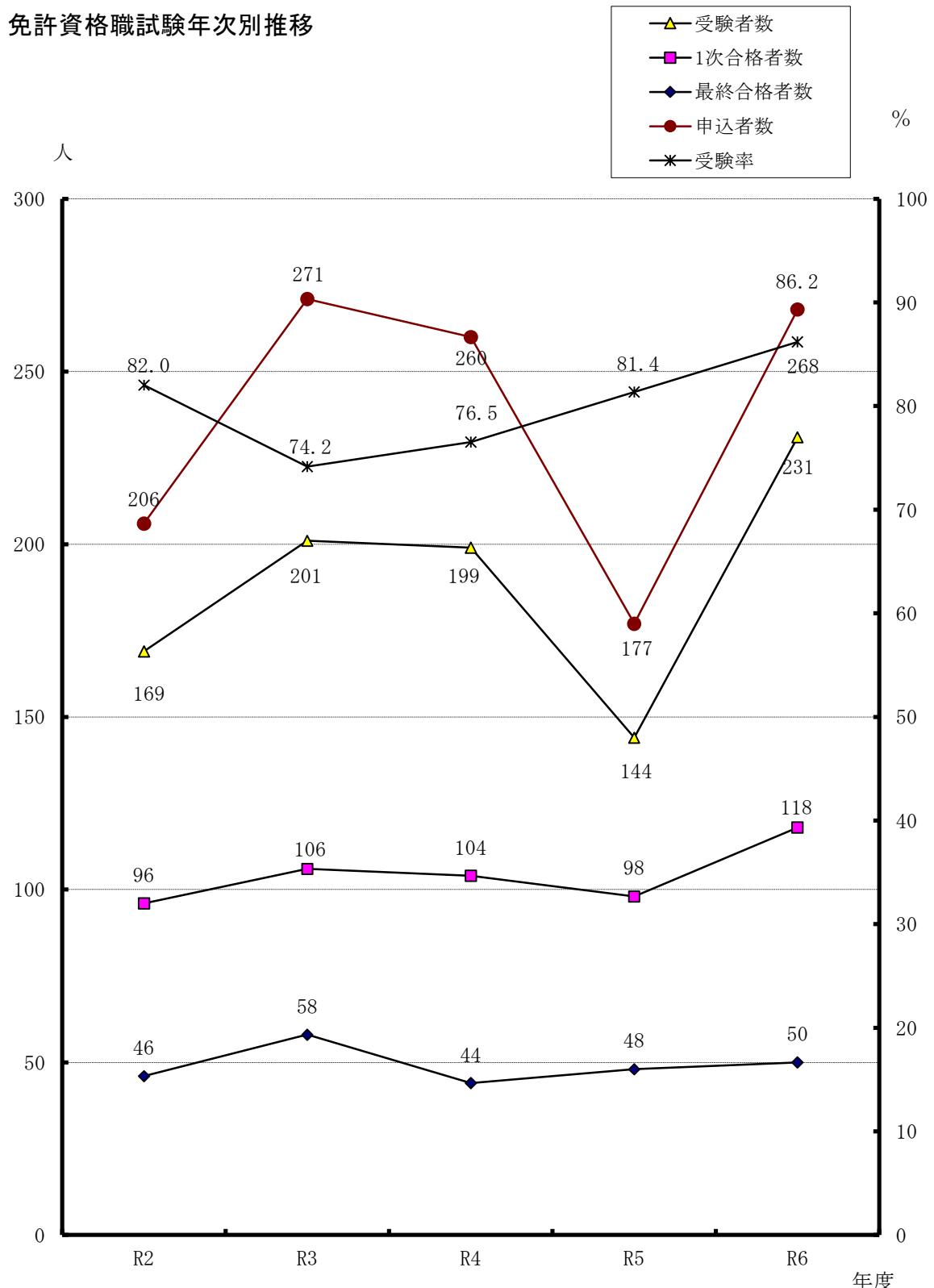


注 数字は、県職員初級、小・中学校事務初級、警察事務初級の各試験を合計したもの。

3 経験者試験年次別推移

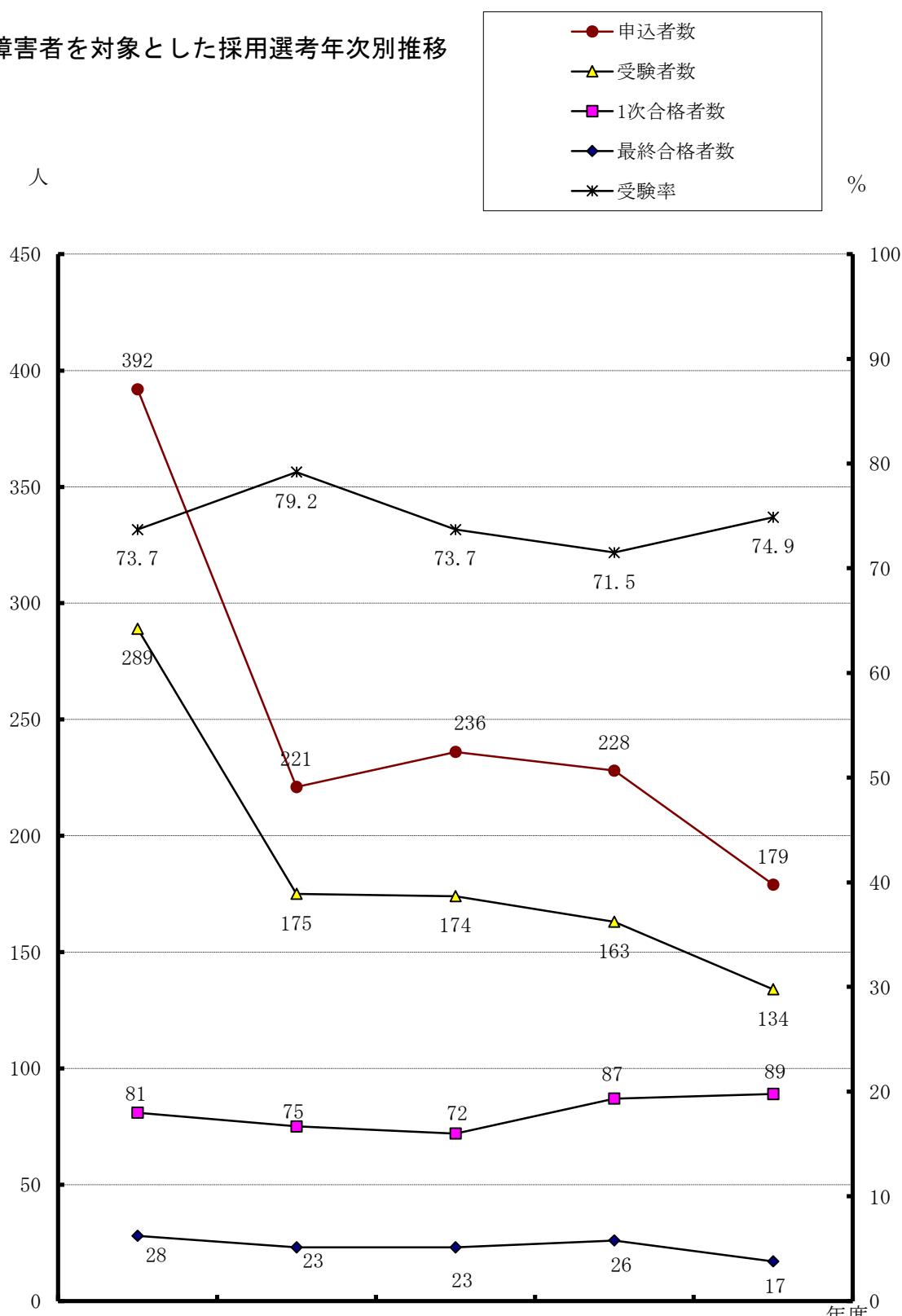


4 免許資格職試験年次別推移



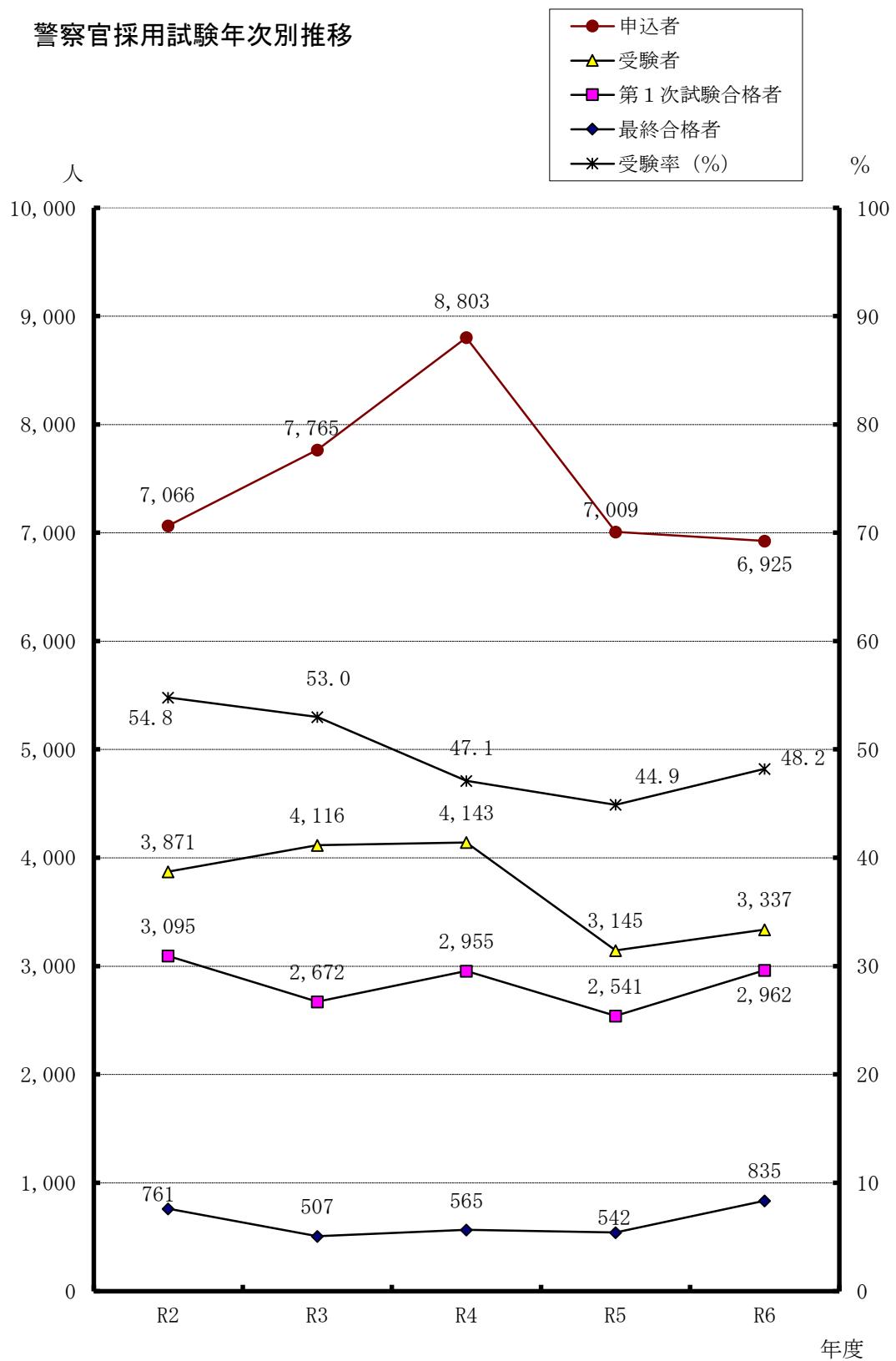
注 令和2年度は管理栄養士及び栄養士の試験を実施していない。
 令和3年度は管理栄養士及び保健師（警察）の試験を実施していない。
 令和4年度は栄養士及び保健師（警察）の試験を実施していない。
 令和5年度は管理栄養士の試験を実施していない。
 令和6年度は管理栄養士、栄養士及び保健師（警察）の試験を実施していない。

5 障害者を対象とした採用選考年次別推移

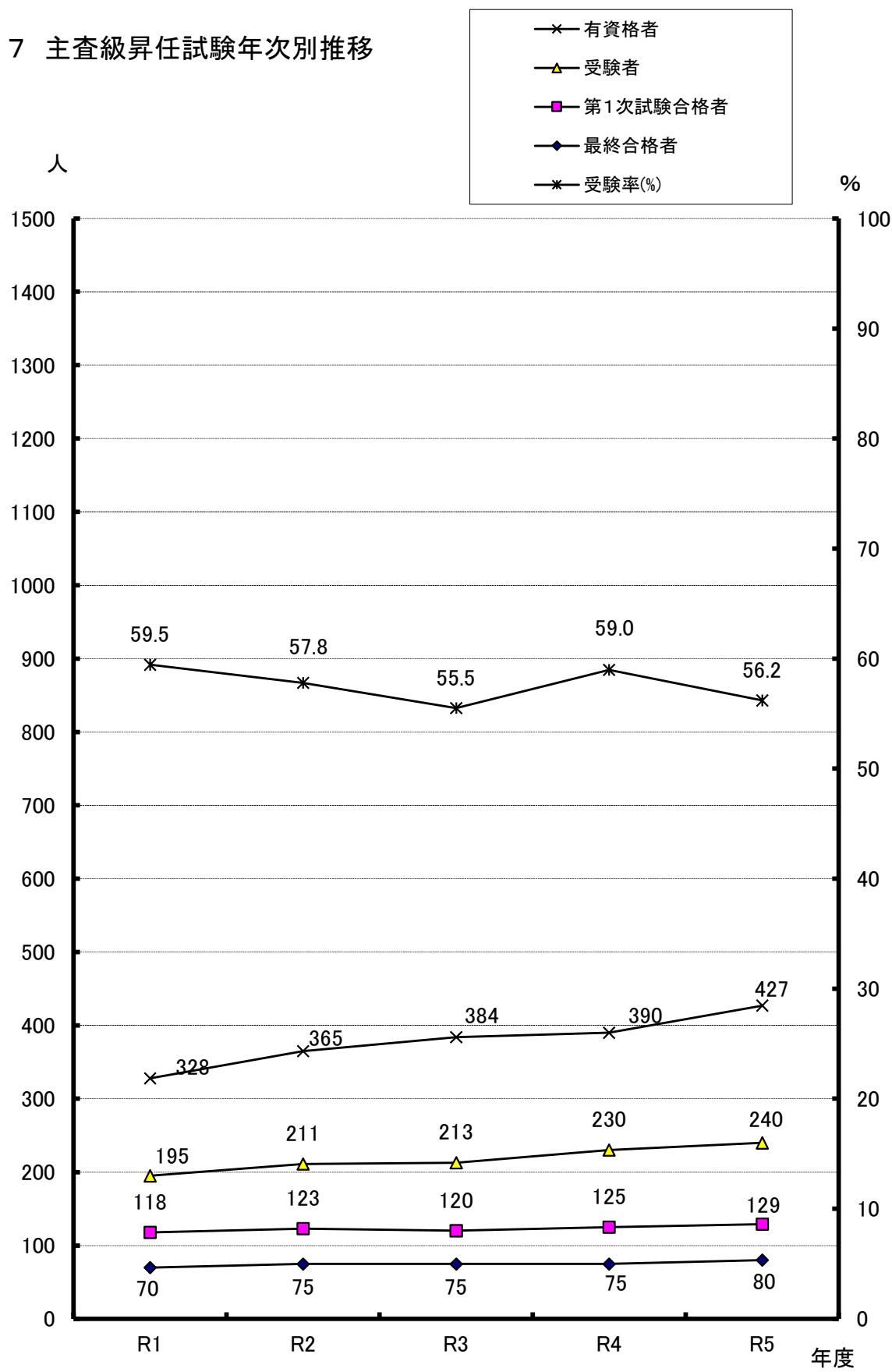


注 平成27年度より、身体障害の程度を「1級から4級まで」から「1級から6級まで」に拡大。
 平成29年度より、年齢の上限を29歳から34歳に拡大。
 平成30年度より、精神障害者を対象に追加。
 令和元年度より、知的障害者を追加し、年齢の上限を34歳から58歳に拡大したほか、「県内居住要件」及び「自力通勤」の要件を撤廃。
 令和2年度より、一般事務と警察事務を分けて募集。

6 警察官採用試験年次別推移



7 主査級昇任試験年次別推移



注 第1次試験合格者は、第1次試験免除者を含む。

8 職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況

		令和4年度 請求者数	令和5年度 請求者数	令和6年度 請求者数
上 級 試 験	職 員	人 324	人 280	人 307
	小・中事務	40	27	22
	警察事務	17	12	16
	小 計	381	319	345
初 級 試 験	職 員	4	6	5
	小・中事務	3	2	13
	警察事務	3	19	21
	小 計	10	27	39
経験者職員		31	20	29
免許資格職		33	37	25
合 計		455	403	438

9 令和6年度採用試験に関する採用候補者の採用状況

試験区分	職種	採用予定者数	採用候補者名簿登載者数(人)	採用者合計(人)	採用者の任命権者別内訳						採用率(%)	
					知事	教育	警察	企業	下水	その他		
職員採用試験	上級試験	一般行政	230	389	210	169	37		3	1		54.0%
		一般行政(DX)	2	3	3	3						100.0%
		福祉	28	32	29	29						90.6%
		心理	21	21	16	16						76.2%
		設備	29	12	8	4			2	2		66.7%
		設備(警察)	2	1	1			1				100.0%
		総合土木	35	28	17	16				1		60.7%
		建築	5	8	7	7						87.5%
		化学	11	14	8	6			2			57.1%
		農業	12	16	14	14						87.5%
		林業	1	3	2	2						66.7%
		小計	376	527	315	266	37	1	7	4	0	59.8%
	初級試験	一般事務	13	28	11	5	6					39.3%
		設備	4	1	0							-
		総合土木	3	4	2	2						50.0%
		小計	20	33	13	7	6	0	0	0	0	39.4%
	免許資格職	薬剤師	1	4	2	2						50.0%
		獣医師	18	21	12	12						57.1%
		保健師	13	20	13	13						65.0%
		司書	5	5	4		4					80.0%
		小計	37	50	31	27	4	0	0	0	0	62.0%
	経験者試験	一般行政	10	9	8	7			1			88.9%
		一般行政(DX)	3	6	5	5						83.3%
		福祉	15	18	14	14						77.8%
		心理	5	2	2	2						100.0%
		設備	10	12	10	2			7	1		83.3%
		総合土木	12	9	6	4			2			66.7%
		建築	5	6	3	2			1			50.0%
		農業	5	8	8	8						100.0%
		小計	65	70	56	44	0	0	11	1	0	80.0%
県職員計			498	680	415	344	47	1	18	5	0	61.0%
小・中学校事務	上級		18	20	13		13					65.0%
	初級		8	18	8		8					44.4%
小・中学校事務計			26	38	21	0	21	0	0	0	0	55.3%
警察事務	上級		17	24	15			15				62.5%
	初級		10	30	12			12				40.0%
警察事務計			27	54	27	0	0	27	0	0	0	50.0%
警察官採用試験	I類	男性	210	261	156			156				59.8%
		女性	17	78	43			43				55.1%
	II類	男性	13	86	39			39				45.3%
		女性	4	23	10			10				43.5%
	III類	男性	101	259	133			133				51.4%
		女性	12	120	57			57				47.5%
		計	357	827	438	0	0	438	0	0	0	53.0%
	国際捜査	I類	4	2	2			2				100.0%
武道・体育指導	I類		5	3	3			3				100.0%
	I類		2	1	1			1				100.0%
	II類		2	2	0			0				0.0%
警察官計			370	835	444	0	0	444	0	0	0	53.2%
総合計			921	1,607	907	344	68	472	18	5	0	56.4%

10 職員採用試験に係るインターネット等の利用状況

(1) 令和6年度ホームページ閲覧数

	月別件数	累計
4月	27,674	27,674
5月	23,796	51,470
6月	29,446	80,916
7月	31,341	112,257
8月	32,204	144,461
9月	15,803	160,264
10月	17,776	178,040
11月	13,323	191,363
12月	9,817	201,180
1月	11,425	212,605
2月	14,829	227,434
3月	19,392	246,826

(2) 令和6年度SNS(X)投稿件数

116件

1.1 県及び国における給与勧告（月例給改定）の年次別推移

年	県			国		
	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)
H27	0.45	1,781	H27.10.19	0.36	1,469	H27.8.6
H28	0.42	1,641	H28.10.20	0.17	708	H28.8.8
H29	0.24	949	H29.10.19	0.15	631	H29.8.8
H30	0.17	662	H30.10.18	0.16	655	H30.8.10
R1	0.12	446	R1.10.23	0.09	387	R1.8.7
R2	—	—	R2.11.12	—	—	R2.10.28
R3	—	—	R3.9.9	—	—	R3.8.10
R4	0.24	910	R4.10.20	0.23	921	R4.8.8
R5	0.94	3,546	R5.10.19	0.96	3,869	R5.8.7
R6	2.79	10,589	R6.10.17	2.76	11,183	R6.8.8

人事委員会年報

令和6年度版

令和7年11月発行

編集・発行 埼玉県人事委員会事務局

〒330-9301



さいたま市浦和区高砂3-15-1

(TEL) 048-830-6415 [直通]

(FAX) 048-830-4930